

第3次北海道男女平等参画基本計画

~すべての人が個性と能力を発揮できる社会をめざして~

平成 30 年 3 月 (令和5年3月「具体的な取組」見直し)

北 海 道

はじめに

本道においては、人口減少や少子高齢化の進行により、産業の担い手の不足をはじめ、暮らしや地域経済など様々な分野で活力の低下が懸念されています。将来にわたり、誰もが生き生きと暮らすことのできる、多様性と活力のある社会を築いていくためには、お互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、家庭や職場、地域社会など、あらゆる場面で個性と能力を十分に発揮できる、男女平等参画社会の実現が不可欠となっています。

しかしながら、根強く残る性別による固定的な役割分担意識や、女性に対する様々なハラスメント、DVといった女性に対する暴力など、解決しなければならない課題が依然として残されています。

こうした中、国際社会においては、平成27年(2015年)に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、ジェンダー平等とすべての女性及び女児の能力強化を行うことなどを目標の一つとした「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。

また、国では、女性の活躍推進を成長戦略の中核に位置付け、平成27年(2015年)に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定するとともに、「第4次男女共同参画基本計画」を策定しました。その中で、男性中心型のこれまでの働き方の見直しや、あらゆる分野における女性の参画拡大、女性に対する暴力の根絶に向けた取組の強化といった視点が強調されるなど、男女平等参画社会の実現に向けた取組は、新たな段階を迎えています。

道では、平成14年(2002年)と平成20年(2008年)に策定した「北海道男女平等参画基本計画」に基づき、各種取組を推進してきたところですが、その成果や課題を検証するとともに、社会・経済情勢などを踏まえ、新たに第3次計画を策定し、男女平等参画について道民の皆様お一人おひとりに、より一層の理解を広げ、女性がいきいきと働き活躍できる環境を目指してまいります。

計画の策定に当たり、多大なご尽力を賜りました北海道男女平等参画審議会の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました皆様に、厚くお礼を申し上げます。

本年は、本道が「北海道」と命名されてから150年という歴史の大きな節目の年です。 この後の北海道において、あらゆる世代や分野に男女平等参画意識がしっかりと根付き、 将来にわたって安心して心豊かに住み続けられる活力に満ちた社会となるよう、皆様の一 層のご理解とご協力を心からお願いいたします。

> 平成30年(2018年)3月 北海道知事 高橋 はるみ

目 次

第	1 草 1	計画計画	の趙	X旨 でのi	趣旨	·				•								•										•			1
	2	計画	の位	置	ざけ	· -																									1
	3	計画計画	の期	引間					•									•										•			2
		計画	の背	景																											
		(1) (2)	男女	共	同	(平	等)) 参	画	を	め	ぐぇ	る重	動き	· •	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	2
		(2)	男女	た	取り	巻	< :	現場	÷ •	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	5
第:	2 章	男女	平等	参	画の)実	現	. [= [句 (·	<i>† †:</i>	こ部	₹題	į																		
	1	男女 女性	平等	参	画に	. 関	す	る意	意識	0	向	上	•	• •	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	2	O
	2	女性	が活	躍	でき	る	環.	境へ	うく	ŋ	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	2	2
	3	安心	して	幕	らせ	: る	社	会の	実	現	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	2	3
坐 4	2 音	計画	の抽	垂																											
<i>≯</i> 77 '	기 무 1	其太	ーレノ 116 ・雅 今	· 女 · ·																										2	_
	2	基本計基本	・重に	、お	いて	* 強	調、	ナス	、視	占																				2	5
	3	基本	:目標			•	ну г э		•	•																				2	6
	4	計画	推准	(\mathcal{O})	指標	垣	目	及で	が参	老	項	目																			
		(1)	指標	項	目・	•	•		•	•	•	•														•		•		2	7
		(1) (2)	参考	項	目•	•	•		•	•	•	•				•		•	•							•	•	•	•	2	9
第4	4 章	計画	のゆ	容官																											
	目	標I	男:	女平	等	参區	回の	実:	現に	こ庁	1	<i>t t</i> =	意	識	の	变	革														
		基本是基本是	方向	1	男	女⋾	F (4	多	画(りを	答 多	色の	推	進	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	3	1
		基本	方向	2	男	女臺	平等	手の	視」	点し	こュ	につ	た	教	育	Ø) :	推立	焦	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	3	3
	п.	標Ⅱ	⊞ -	/	: ++ 1	- : :	<u>جو</u> م ے	- To :	土 2	_ I=	₽ 	゠゙゙゙゙゙	,	L1																	
	Н.	际』 基本)													Z	1V	ω t	坐 3	隹											J	_
		基本	から	2	鱼	土1	白峰	もい	ス() (十)	生日スナ	灰儿	ス C 生 の	元 汪	ん · 踝	る 促	准	∨ ⊅ 1	上 八	<u>-</u> -											ე ე	7
		基本						三 業																							
		基本			地	城社	十字	= *	おり	コト	ヨオ	月女	- 平	筝	参	画	グ のも	r 足孔	丁≥ 隹	•	• •	• •								5	1
		21,7		-		->< 1		, , –	.,	,	,	• - •	` '	.,			- 1/	, C . C	_												
	目	標Ⅲ	安』	いし	て暮	事ら	せ	るね	生会	ξ σ.	実	現																			
		基本																													
		基本																													
		基本	方向	3	生	涯し	これ	った	るも	建质	表~	づく	り	0)	推:	進	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	5	8
 .			^^			. 14																									
第:		計画																												_	_
	1	道に 国と	おけ	5 - 1#	推進	≛体	制	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	6	2
		市町 道民																													
		追氏 計画																													
	Э	計画	107指	连	官 挡	<u>.</u>	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	О	ರ
第	3 次 1	比海道	男女	平	等参	画	基	本計	画	体	系	図			•	•	•	•	•	•	•				•	•	•	•	•	6	4
咨:	料編												•					•												6	_
天 •	र राज्यमध्य																													U	U

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

男女が、平等に、家庭、職場、学校、地域など、社会のあらゆる分野において、共にその 人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女 平等参画社会の実現は、「輝きつづける北海道」をめざす本道にとって欠かすことのできない 重要な課題であり、道では、これまで北海道男女平等参画条例に基づき、様々な取組を行っ てきました。

平成 20 年(2008 年)に策定した第 2 次北海道男女平等参画基本計画が策定後 1 0 年を経過し、この間、少子高齢化が急速に進み、人口減少社会に突入した中で、持続的成長を実現し、地域社会の活力を維持していくためには、男女がともにその個性に応じた多様な能力を発揮できる男女平等参画社会の構築が、これまで以上に不可欠であり、社会全体で取り組む最重要課題となっています。

こうした中、平成 28 年(2016 年)4 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が完全施行され、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が事業主に義務づけられるなど、男女平等参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入るとともに、男女の仕事と家庭生活を取り巻く状況の変化への対応や、ワーク・ライフ・バランスの促進等に係る様々な課題に対する取組が求められています。

こうした状況を踏まえ、平成30年(2018年)以降、向こう10年間を見通し、北海道における男女平等参画社会の実現に向けた施策を体系的に位置付ける「第3次北海道男女平等参画基本計画」を策定しました。

「男女平等参画社会」

男女共同参画社会基本法で規定する「男女共同参画社会」は「男女平等」を当然の前提とした上でのめざすべき社会ですが、「男女平等」でない状態で単に女性が参加するだけであるという誤解を招かないよう、道では、条例及び計画の名称に「平等」を明示しています。

2 計画の位置づけ

- ①「男女共同参画社会基本法」に基づく基本計画
- ②「北海道男女平等参画推進条例」に基づく基本計画
- ③「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画 (該当部分:「目標Ⅱ」の「基本方向1」、「基本方向2」及び「基本方向3」)
- ④「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定、推進する特定分野別計画
- ⑤「持続可能な開発目標 (SDGs)*」の達成に資する基本計画

※用語解説

●「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: S D Gs)」

2015年9月に国連で採択された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標。 17のゴール (目標) とその下位目標である169のターゲットから構成。

3 計画の期間

計画期間は、概ね10年間(平成30年度(2018年)~令和9年度(2027年度))とし、 国内外の経済、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しについて検討します。 なお、具体的な取組については5年間とします。

4 計画の背景

(1) 男女共同(平等)参画をめぐる動き

① 国際社会の動き

国際連合(以下「国連」という。)は、昭和20年(1945年)に創設されて以来、女性の平等に係る問題を重要な国連活動の1つと位置付けており、女性の権利の促進と保護及び女性に対するあらゆる差別と暴力の撤廃にむけ、昭和54年(1979年)に「女性差別撤廃条約」を採択するなど女性の地位向上をめざすとともに、平成7年(1995年)には、貧困、教育、健康など12の重大問題領域に沿った女性のエンパワーメント※を図るためのアジェンダ(行動計画)が記載した「北京宣言及び行動綱領」を採択するなど、様々な世界的行動を進めています。

近年では、平成 22 年 (2010 年) に、UN Women (ジェンダー**平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)を設置し、女性や少女のための機会を拡大し、世界中の差別の問題に取り組んでおり、平成 27 年 (2015 年)には、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、この中に掲げられた「持続可能な開発目標 (SDGs)」において、政治、経済、公共分野での意思決定の場において完全かつ効果的な女性の参画等をターゲットとした「ジェンダー平等」などの目標が定められました。

また、平成 26 年(2014 年)には、政治・市民・社会・教育分野等における女性の地位向上に関し、勧告・報告・提案等を行う国連婦人の地位委員会(CSW)において、我が国が防災・復興におけるジェンダー視点の重要性を強調して提案した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議が採択されるなど、「女子差別撤廃条約」をはじめとする男女共同参画に関連する各種の宣言、CSWなどの国際会議における議論等、国連の女性の地位向上に係る運動は、日本国内の男女共同参画の取組とも大きく連動しています。

※用語解説

●エンパワーメント

「力をつけること」。女性が、自己決定力を身につけて、政治的、経済的、社会的に力を持った存在となること。

●ジェンダー

人間には生まれついての生物学的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。

「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

なお、国連の経済社会理事会のオブザーバーの地位を有し、世界・地域・産業の課題を形成し、世界情勢の改善に取り組む「世界経済フォーラム」では、平成 18 年(2006 年)から世界各国の男女格差を測る指標として、経済・教育・政治・保健の4つの分野のデータからなる「ジェンダー・ギャップ指数*」を公表しており、平成 29 年(2017 年)の日本の順位は、144 カ国中 114 位(政治 123 位、経済 114 位、教育 74 位、健康 1 位)となっており、前年平成 28 年(2016 年)(144 カ国中 111 位)から順位を落としています。

② 国内の動き

我が国では、国際社会の動きと相まって昭和 60 年(1985 年)の女子差別撤廃条約への批准をはじめ、「雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「男女雇用機会均等法」という。)の制定や労働基準法の一部改正など、法律、制度面での整備が進められました。

平成11年(1999年)、男女共同参画社会の実現をめざした「男女共同参画社会基本法」 (以下「基本法」という。)が制定され、翌年(平成12年(2000年))には「男女共同参画 基本計画」が策定されました。

その後、平成17年(2005年)には第2次男女共同参画基本計画、平成22年(2010年)には第3次男女共同参画基本計画が策定され、様々な施策が推進されています。

一方、女性に対する暴力の根絶を図ることが重要な課題であることから、平成 13 年 (2001年) に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法」という。)が公布・施行され、また、平成 12 年 (2000年)には、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(以下「ストーカー規制法」という。)が制定されるなど、女性への暴力等に対する法整備も行われましたが、近年のDV事案やストーカー行為などの実情を踏まえ、平成 25 年 (2013年)に「ストーカー規制法」が、平成 26 年 (2014年)には「配偶者暴力防止法」の改正が行われています。

また、男女共同参画社会の実現にあたり、我が国の急速な少子化の進行等に対応し、次代の社会を担う子どもの健全な育成を支援するため、平成 17 年(2005 年)に「次世代育成支援対策推進法」が施行され、必要な措置が講じられてきましたが、なお一層次世代育成支援対策の推進・強化を図る必要から、法律の有効期限が令和 7 年(2025 年)まで 10 年間延長されています。

平成27年(2015年)には「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が、パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするなどの改正法が施行され、また、平成28年(2016年)に、「男女雇用機会均等法」の改正により、妊娠・出産等を理由としたハラスメント防止措置義務が新設されるとともに、平成29年(2017年)には、育児休業や介護休業がより取得しやすくなるよう、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正が行われました。

※用語解説

●ジェンダー・ギャップ指数

各国における男女格差を測る指標として、世界経済フォーラムが毎年公表しているもので経済、教育、保健、政治の各分野毎に 各使用データをウェイト付けして総合値を算出。その分野毎に総合値を単純平均したもの。「0」が完全不平等、「1」が完全平等。 持していくためには、国民一人ひとりが、その個性に応じた多様な能力を発揮できる社会を構築する必要があり、特に、女性の能力を生かすことが極めて重要な政策課題であるとして、平成27年(2015年)に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が制定され、我が国における女性活躍は新たなステージを迎えました。

併せて、女性の活躍には、男女における多様で柔軟な働き方の実現が不可欠であり、男女が共に暮らしやすい社会を実現していくために、まずは、長時間労働等を当たり前とする男性中心の働き方を変革し、男女がそれぞれのライフステージに応じて仕事と家庭を両立できる多様な働き方を実現していく「働き方改革」の取組が求められています。

こうした中、女性の活躍や安全・安心な暮らしの実現に向け、平成27年(2015年)12月に「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、次の4つをめざすべき社会として様々な施策が推進されています。

ア 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊か で活力のある社会

- イ 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ウ 男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充 実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- エ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会

③ 道内の動き

本道では、1960 年代後半から女性(婦人)行政の取組を推進しており、「北海道女性の自立プラン」や「北海道男女共同参画プラン」を通じ、男女共同参画に係る様々な取組を進めてきました。また、女性の自立と社会参加を促進するための全道的な実践活動の拠点として「北海道立女性プラザ」を設置し、情報の収集・提供を中心に、多様な学習、交流の機会を提供とともに、文化・健康づくりや様々な相談などに取り組んできました。

平成13年(2001年)に、国の「基本法」の制定に伴い、「北海道男女平等参画推進条例 (以下、「条例」という。)」を制定し、男女平等参画社会の実現に向けた施策を推進して います。併せて、「条例」に基づき、知事の附属機関として「北海道男女平等参画審議会」 を設置するとともに、男女平等参画に関する苦情等の申出を公平・中立な立場に立って適 切に処理する「北海道男女平等参画苦情処理委員」を設置しました。

また、平成14年(2002年)に、「基本法」及び「条例」に基づく計画として「北海道男女平等参画基本計画」を策定し、「男女平等参画の視点からの公的広報の手引き」の作成・周知や、「北海道の男女平等参画に関する指標及び参考項目」の設定のほか、平成16年(2004年)には、男女平等参画社会づくりに向けた意識の高揚をめざしチャレンジする個人や団体を顕彰する「北海道男女平等参画チャレンジ賞」を創設するなど、様々な施策に取り組んでいます。

女性の活躍推進の観点では、オール北海道で女性の活躍の気運醸成を図るため、平成 26年(2014年)に「北の輝く女性応援会議」を設置し、企業や関係団体等と連携しながら取組を進めています。

また、「女性活躍推進法」に基づき、平成28年(2016年)に「北海道女性活躍推進計画」

を策定するとともに、「北の輝く女性応援会議」を「女性活躍推進法」に基づく協議会に 位置づけ、取組の充実を図るなど各種施策を推進しています。

一方、国の「配偶者暴力防止法」の施行に伴い、平成 14 年 (2002 年) から相談機関として「配偶者暴力相談支援センター」を本庁、道立女性相談援助センター及び 1 4 支庁 (現 (総合)振興局)の男女平等参画所管部署に設置するとともに、被害者の一時保護業務を、道立女性相談援助センターのほか、道内の民間団体への委託により実施しています。

平成 18 年(2006 年)には、「改正配偶者暴力防止法」に基づき、「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画~暴力のない男女平等参画社会の実現をめざして~」(北海道配偶者暴力防止基本計画)を策定し、配偶者暴力防止と被害者保護に向けた基本的な考え方を定めるとともに、啓発・相談・一時保護・自立支援等について、施策の方向性と総合的な体系を示しました。なお、平成 26 年(2014 年)の「配偶者暴力防止法」の改正などを踏まえ、同年に「第 3 次北海道配偶者暴力防止基本計画」を策定し、暴力のない男女平等参画社会の実現をめざして、配偶者暴力の防止と被害者支援の推進に取り組んでいます。

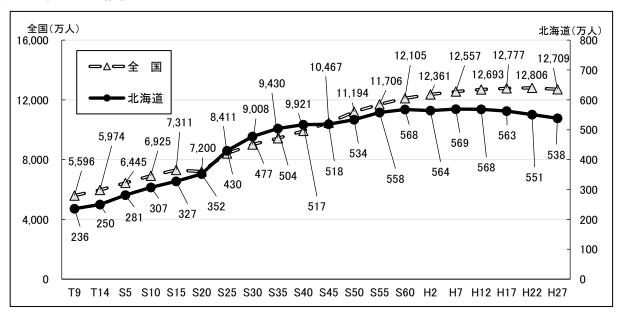
(2) 男女を取り巻く現状

① 人口減少と少子化の進展

本道では、戦後から 1950 年代にかけては、第一次ベビーブームに加え転入増等の効果により、全国と比較しても高い人口増加率を保っていました。その後も 1970 年代の高度経済成長期と 1980 年代後半から 1990 年代前半のいわゆるバブル経済期を除くと、1990 年代後半までは、自然増が社会減を上回り、人口増加が続きましたが、平成 9 年(1997 年) に 570 万人に達して以降、減少に転じた後、全国を上回るスピードで人口減少が続いています。

平成 29 年(2017 年)1 月 1 日現在の北海道の人口 (平成 29 年(2017 年)住民基本台帳人口) は、女性が約 283.3 万人、男性が約 253.7 万人で、女性が約 29 万人多くなっています。

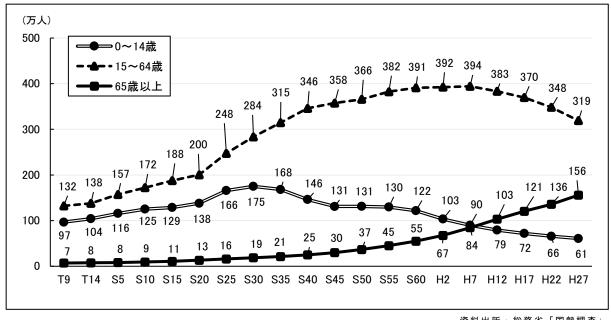
図1 総人口の推移



資料出所:総務省「国勢調査」

国勢調査における「年齢3区分別人口の推移」では、15歳未満の年少人口は、1980年代 以降減少が続き、一方で、高齢者人口(65歳以上)は、戦後のベビーブーム以降の世代が 高齢期を迎えていることに加え、平均寿命も延びたことなどから、年々増加を続けており、 1990年代後半には、高齢者人口が年少人口を上回り、また、高齢者人口割合も29.7%と、 全国(26.8%)を上回るなど、本道における高齢化が進行しています。

図2 年齢3区分別人口の推移(北海道)

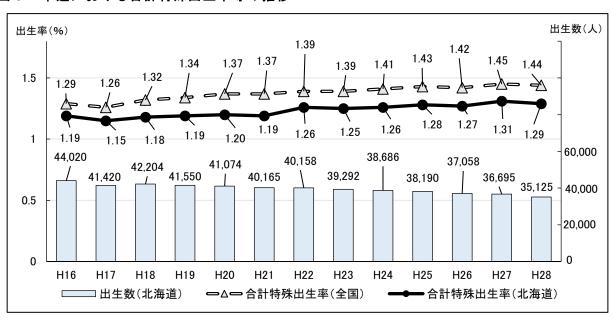


資料出所:総務省「国勢調査」

また、本道の出生数は、昭和 31 年 (1956 年) 以降、年間 10 万人を下回り、一時的に回復した年はあるものの、減少の一途をたどり、平成 28 年 (2016 年) には約 3 万 5 千人となっています。

合計特殊出生率は、昭和 39年(1964年)に初めて全国平均 2.05を下回る 2.04となり、平成 17年(2005年)1.15(全国 1.26)まで減少しました。その後、平成 28年(2016年)には 1.29(全国 1.44)まで改善されましたが、全国で 2番目に低い状況となっています。

図3 本道における合計特殊出生率等の推移



資料出所:総務省「人口動態統計」

平均初婚年齢を見ると、本道の男性は30.7歳、女性は29.3歳と全国より低く推移しているものの、年々上昇しており、晩婚化の傾向が現れています。平均初婚年齢の上昇にしたがって出産年齢も上昇しており、こうしたことも出生数の減少につながっていると推測されます。

表 1 平均初婚年齢の推移

(単位:歳)

		H 23	H 24	H 25	H 26	H 27
+	北海道	30. 2	30.4	30.4	30.7	30.7
夫	全 国	30. 7	30.8	30. 9	31. 1	31.1
妻	北海道	28. 7	29.0	29. 1	29. 2	29. 3
女	全 国	29.0	29. 2	29. 3	29. 4	29. 4

資料出所:厚生労働省「人口動態統計」

なお、本道の未婚率(15歳以上に占める未婚の割合)は、全国と比べるとやや低く、男性 29.8%、女性 22.6%となっています。

表 2 未婚率の推移

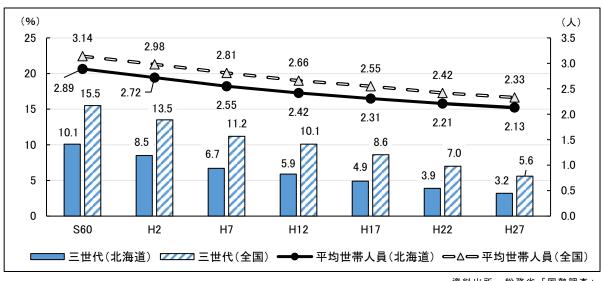
(単位:%)

		н7	H 12	Н 17	H 22	H 27
夫	北海道	29.0	28. 9	29. 1	29.8	29. 8
大	全 国	32. 1	31.8	31.4	31.9	31.8
妻	北海道	23. 4	23.0	22. 7	22. 8	22. 6
安	全 国	24. 0	23.7	23. 2	23.3	23. 2

資料出所:総務省「国勢調査」

また、子育てに影響を及ぼすと考えられる家族構成に関し、本道における三世代同居世帯は3.2%と、全国(5.6%)と同様に減少しており、併せて平均世帯人員も全国の2.3人に対し、2.13人と、全国よりも核家族化が進行している状況にあります。

図4 核家族化の現況



資料出所:総務省「国勢調査」

人口の社会減に目を向けると、本道では若年層の転出が超過しており、特に 20~24 歳の 転出が多いことから道外への転出理由として進学や就職が多いことが推測されます。

表3 年齢階層別の人口移動の状況(北海道)

	14 歳	15~	20~	25~	30∼	40∼	50 ~	60 ~	70 ~	80 歳	計
	以下	19 歳	24 歳	29 歳	39 歳	49 歳	59 歳	69 歳	79 歳	以上	āľ
男	248	-535	-2, 266	-576	-64	-145	79	329	57	-71	-2, 944
女	54	-553	-2, 179	-733	-118	-210	28	47	-51	-217	-3, 982
計	302	-1, 088	-4, 455	-1, 309	-182	-355	107	376	6	-88	-6, 876

資料出所:総務省「住民基本台帳人口移動報告(平成28年)」

(単位:人)

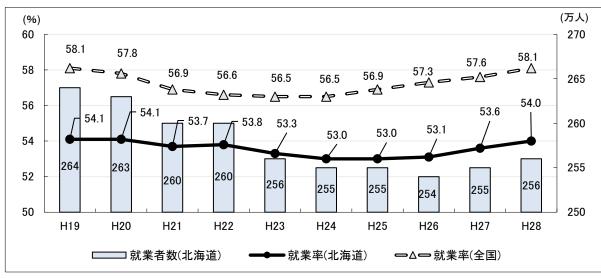
こうした少子化・高齢化などの様々な要因により、本道における生産年齢人口(15~64歳)が1990年代後半から減少に転じており、福祉や医療など従来から人手不足にあった産業をはじめ、多くの職種での労働力不足が顕在化してきています。このように、就業者数の著しい減少は、生産や消費の減少をはじめ、高齢者人口割合の増加による医療費・介護費負担の増大、地域交通の利便性の低下など、本道での生活の様々な場面において、大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

③ 就業の状況

平成28年(2016年度)の本道の15歳以上の就業者数は256万人で、就業率は54.0%と、全国(58.1%)に比べ低い状況となっています。そのうち女性の就業者数は113万人、就業率は44.6%となっており、年々増加傾向にありますが、依然として全国(48.9%)を下回っています。

なお、道内では、労働者人口に占める女性の割合は、第一次産業で41.0%、第二次産業で26.2%、第三次産業で49.1%となっており、全国に比べ、第一次産業への女性の参画が高い状況となっています。

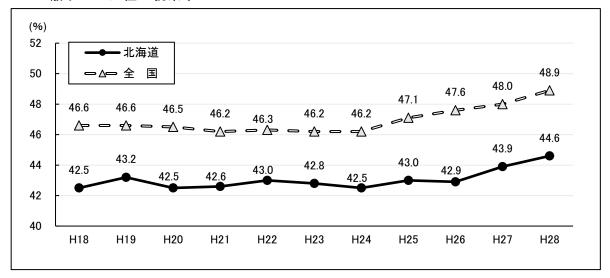
図5 15歳以上の就業者数・就業率



資料出所:総務省「労働力調査」長期時系列表 ※H19~H22について、H23年以降の結果に接続させるため時系列接続用数値に置き換えたものを使用。

H23のデータについては、補完的に推計した値(2010年国勢調査基準)

15歳以上の女性の就業率 図 6



資料出所:総務省「労働力調查」長期時系列表 ※H18~H22について、H23年以降の結果に接続させるため時系列接続用数値に置き換えたものを使用。 H23のデータについては、補完的に推計した値 (2010年国勢調査基準)

労働人口に占める女性の割合 表 4

(単位:%)

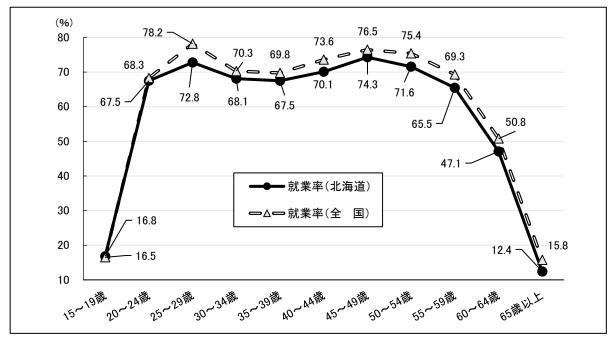
	第一次産業	第二次産業	第三次産業
北海道	41.0	26. 2	49. 1
全 国	38.9	26. 1	49.9

資料出所:総務省「国勢調査(平成27年度)」

女性の年齢階層別就業率では、30歳代から40歳代前半にかけ、出産・子育て期の年齢 層において就業率が落ち込む、いわゆる「M字カーブ」が我が国の特徴とされており、本 道においても、全国に比べ、谷は浅いものの、M字カーブを描いており、結婚や出産を機 に退職する、あるいは、親の介護により退職せざるを得ないなどのケースが推測されます。

なお、本道における女性の年齢階層別就業率は、全国と比べいずれの年代も低くなって います。M字カーブの底である30歳代とその前後の年齢階層(25~44歳)で育児(未就 学児童(小学校入学前の幼児)を対象とした育児)をしている女性の有業率を都道府県別 でみると、島根県や山形県、福井県などが全国的に見て高く、本道は48.2%と全国(52.4 %)を下回っています。

図7 女性の年齢階層別就業率



資料出所:総務省「労働力調査(平成28年)」

60 歳以上の有業率では、本道は平成 24 年 (2012 年) が 27.9% と、平成 19 年 (2007 年) から 3.1 ポイント増加し、増加率では全国平均の 0.2 ポイントを大きく上回ったものの、依然 として全国 (30.9%) を下回っています。また、学校を卒業した若者の有業率をみると、福井県や富山県、愛知県などが高くなっていますが、本道は全国 (82.3%) を下回っています。なお、男女別では、男性が 80.9% (全国 83.4%)、女性が 78.1% (全国 81.3%) となっています。

全国的に女性の就業者数*及び就業率*は、上昇傾向となっていますが、男女ともに非正規労働者数も増加しており、平成24年(2012年)には、全国が38.2%であったのに対し、本道は42.8%と、全国より高い水準となっており、5人に2人以上が非正規労働者となっています。男女別では、男性の非正規労働者の割合が3割以下であるのに対し、女性は6割を超えています。

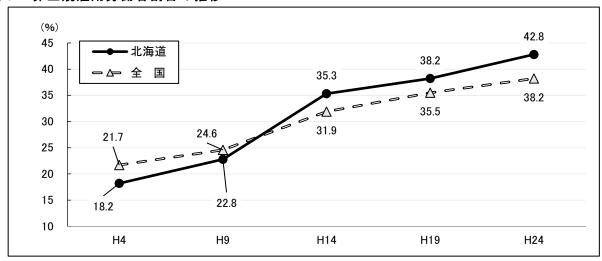
このうち、パートタイム労働者の割合は、男性が約 15%であるのに対し、女性は 60%を超える水準となっています。特に女性は全国と比較しても、全年齢階層を通じて非正規労働者の割合が高くなっています。

※用語解説

●就業率と有業率の違い

就業率とは 15 歳以上の人口の中で実際に働いている人の割合に対し、有業率とは生産年齢人口 (15~64 歳) に占める有業者 (収入を得ることを目的とする者) の割合をいう。

図8 非正規雇用労働者割合の推移



資料出所:総務省「就業構造基本調査」を基に道経済部で算出

表 5 本道における非正規労働者の雇用形態別割合(北海道) (単位:%)

	男女計	男 性	女 性
パート	46.0	14. 8	60.6
アルバイト	18. 4	29. 6	13. 1
労働者派遣事業所の派遣社員	4. 0	4. 6	3. 7
契約社員	15. 9	27. 2	10.6
嘱託	6.6	12. 5	3. 9
その他	9. 2	11. 4	8. 1

資料出所:総務省「平成24年就業構造基本調査」を基に道経済部で算出

男女別平均勤続年数をみると、平成 28年(2016年)における本道の男性では 12.8年(全国 13.3年)であるのに対し、女性は 8.7年(全国 9.3年)と、男性よりも 4.1年、全国女性 と比べても 0.6年短くなっています。

また、一般労働者の所定内給与額の男女間格差 (男性=100.0 とした場合の女性の所定内給与額) は、近年、全国では縮小傾向にあり、平成28年(2016年)には過去最少の73.0 となりました。

表 6 平均勤続年数

(単位:年)

		H 24	H 25	H 26	H 27	H 28
H	北海道	12. 2	13.9	12. 4	13. 0	12.8
男	全 国	13. 2	13.3	13. 5	13. 5	13.3
+-	北海道	8. 1	8. 6	8. 0	8. 6	8. 7
女	全 国	8. 9	9. 1	9. 3	9. 4	9. 3

資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

また、近年ワーク・ライフ・バランス**を重視した働き方改革が求められている中で、本道における労働環境は、年次有給休暇平均取得率が、平成28年(2016年)に全国を1.6ポイント上回ったものの、これまで全国を下回る状況が続いていることに加え、年間総労働時間が全国を上回っているなど、厳しい状況となっています。

※用語解説

●ワーク・ライフ・バランス

男女共同参画会議「仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) に関する専門調査会」では、「老若男女誰もが、仕事、家庭 生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態である。」と定義している。 なお、内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査(平成28年度(2016年))」では、女性が職業をもつことに対する意識として、「子供ができてもずっと職業を続ける方がよい」が4.2%と最も高く、次いで「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が26.3%となっています。男女別でも「子供ができても、ずっと職業を続けるほうがよい」と回答した割合は、男女いずれも最も高くなっています(男性52.9%、女性55.3%)。

また、北海道も同じ傾向ですが、「子供ができてもずっと職業を続ける方がよい」及び「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の回答は全国より低く、「子どもができるまでは職業をもつ方がよい」、「結婚するまでは職業をもつ方がよい」の回答は全国より高くなっており、結婚、出産を境に、就業意識に差が見られます。

(時間) 152 150.8 149.9 149.7 149.3 150 1483 148.1 147.3 148 146.2 **A S** 145.6 145.5 145.1 146 9/10 144.5 **⊘** -9/2 143.7 144 ◆ 北海道 142 - △- 全 国 140 H24 H22 H23 H25 H26 H27 H28

図9 総実労働時間の推移

資料出所:厚生労働省「毎月勤労統計調査」、北海道経済部「北海道の賃金、労働時間及び雇用の動き一毎月勤労調査年報一」

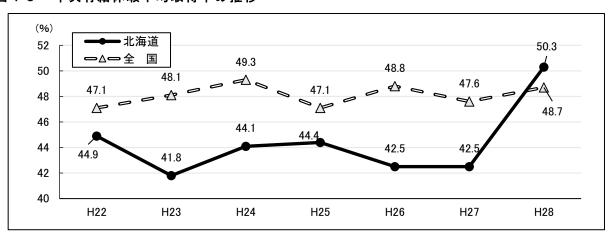
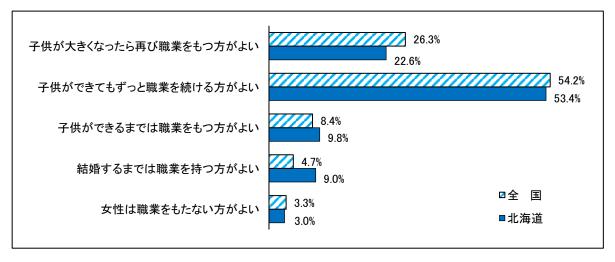


図10 年次有給休暇平均取得率の推移

資料出所:厚生労働省「勤労条件総合調査」、北海道経済部「就業環境実態調査」

図11 女性が職業をもつことに対する意識



資料出所:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成28年度)」

③ 男女平等の認識

ア 固定的な性別役割分担意識

平成27年度(2015年度)道民意識調査によると、本道では「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」と回答した人の割合は9.7%、「同感しない」は46.1%、また「どちらとも言えない」は42.4%となっています。過去2回の調査に比べ「同感しない」と回答した割合は増えており、特に女性は49.4%となり、女性が働くことに対する意識に変化が見られるものの、全体としては依然として5割を下回っている状況にあります。

全体 女 性 (%) 49.4 46.1 46.5 45.9 45.3 50 42.7 34 0 40 41.8 42.4 40.2 39.9 38.0 30 17.9 16.8 20 11.6 11.3 97 7.1 10 0 H14 H18 H18 H27 H27 **一●一** 同感する

図12 「男は仕事、女は家庭」という考え方(北海道)

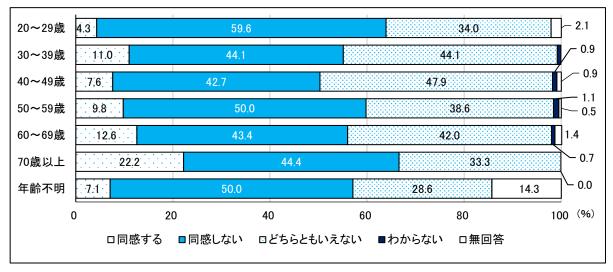
資料出所:北海道総合政策部「道民意識調査」

なお、「同感しない」と回答した割合は、最も高い 20~29 歳から年代があがるごとに減少しており、職種では学生が最も高く、66.7%となっています。

一方、「どちらとも言えない」と回答した割合は、男性 43.5%、女性 41.8%となっており、年代では $20\sim29$ 歳が低く、 $40\sim49$ 歳まで増加しています。また職種では、学生が最も低く、自由業が最も高くなっています。

このように、若年層や学生では、固定的な性別役割分担意識は低いものの、年代を追う ごとに高くなる傾向があることから、引き続き、固定的な性別役割分担意識の解消に向け た積極的な取組が必要です。

図13 「男は仕事、女は家庭」という考え方(年齢別) (北海道)



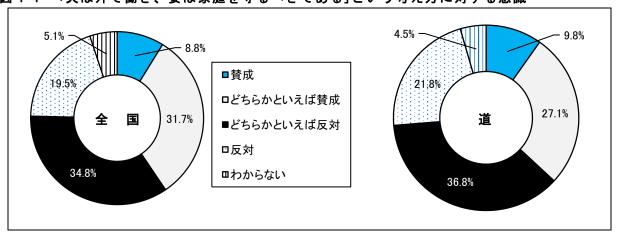
資料出所:北海道総合政策部「道民意識調査(平成27年度)」

全国との比較では、平成28年度(2016年度)男女共同参画社会に関する世論調査(内閣府)によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に対し、「賛成」及び「どちらかと言えば賛成」と回答した割合は全国では40.6%、本道では36.8%となっており、全国と同様に、固定的性別役割分担意識があると言えます。

なお、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考えに賛成する主な理由としては、「妻が家庭を守った方が子供の成長などに良い(全国 60.4%、道 40.8%)」、「家事などと両立しながら妻が働くのは大変(全国 45.6%、道 38.8%)」、「夫が外で働いた方が多くの収入を得られる(全国 32.9%、道 28.6%)」、「日本の伝統的な家族のあり方だから(全国 20.8%、道 22.4%)」の順であげられおり、全国と本道では同じ傾向にあります。

一方、反対する主な理由としては、「固定的な夫と妻の役割を押しつけるべきでない(全国 52.8%、道 52.6%)」、「妻が働いて能力を発揮した方が個人や社会に良い(全国 46.8%、道 43.6%)」と同じ順であるものの、「夫も妻も働いた方が、多くの収入を得られる(全国 40.6%、道 39.7%)」、「男女平等に反する(全国 38.4%、道 42.3%)」となり、全国と本道では回答順位が逆転しています。

図14 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する意識



資料出所:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成28年度)」

イ 男女平等の意識

平成27年度(2015年度)道民意識調査によると、男女平等の認識に関し、北海道全体にお いて「男女平等になっている」と回答した割合は16.3%、「男性の方が非常に優遇されて いる、どちらかといえば優遇されている。(以下、「男性の方が優遇されている」。)は52.0 %、「女性の方が非常に優遇されている、どちらかといえば優遇されている」(以下、「女 性の方が優遇されている」。)は1.9%となっており、「わからない」との回答が27.2%と なっています。

無回答. 2.7% 男性の方が非常に わからない。 優遇されている 9.6% 27.2% 女性の方が非常に-優遇されている. 0.3% どちらかといえば どちらかといえば-女性の方が優遇 男性の方が優遇 されている されている 42.4% 1.6% 男女平等に なっている 16.3%

図 1 5 男女の地位の平等について(北海道)

資料出所:北海道総合政策部「道民意識調査(平成27年度)」

「男性の方が優遇されている」又は「平等」と回答した割合は、前回調査(平成18年度(2006 年度))よりいずれも減少しており、「男性の方が優遇されている」との回答は、70歳以上 を除いて20~29歳が最も低く、50~59歳まで増加しており、職種では自営業(農林漁業)、 次いで主婦となっています。

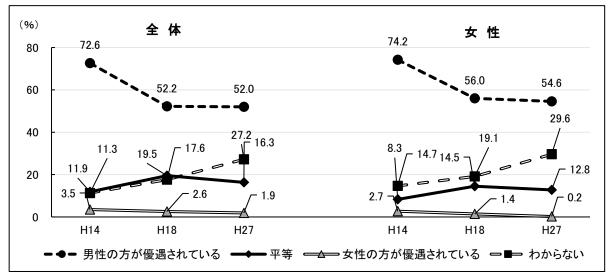
また、「男性の方が優遇されている」と回答した割合を生活等の場面毎にみると、「家 庭生活」では46.8%、「職場」では55.8%、「学校教育の場」では15.4%、「政治の場」 で 72.7%、「法律や制度の上」で 40.1%、「社会通念・慣習・しきたりなど」で 75.1%と なっています。

一方、「わからない」との回答が年々増加しており、前回調査(平成18年度(2006年度)) より男性で 7.6 ポイント、女性で 10.5 ポイント増え、男性では 23.7%、女性では 29.6% となっています。年代では20~29歳が最も高く、自由業と学生が最も高くなっています。

「わからない」と回答した割合は、「家庭生活」では8.1%、「職場」では9.3%、「学 校教育の場」では27.2%、「政治の場」で11.7%、「法律や制度の上」で19.5%、「社会 通念・慣習・しきたりなど」で 8.2%となっています。

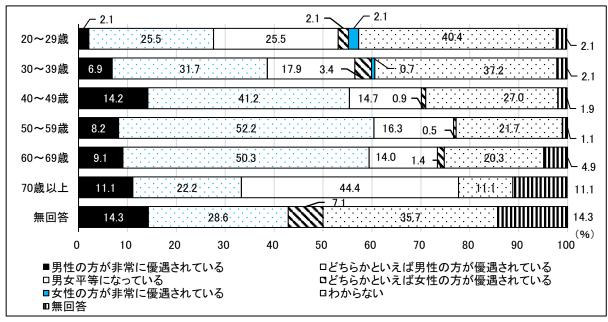
このように道の調査においては、固定的性別役割分担に対する明確な意識や社会全体で の男女平等に関わる意識において「どちらとも言えない」、「わからない」といった回答が 一定の割合があることから、こうした意識を、男女平等参画に向けた意識に向かわせるこ とが必要です。

図16 男女の地位の平等感(北海道)



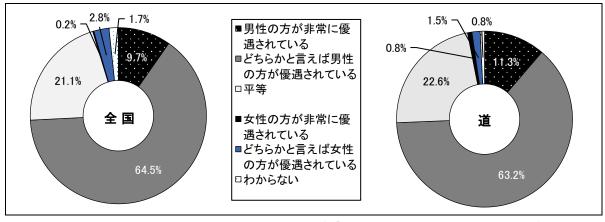
資料出所:北海道総合政策部「道民意識調査(平成27年度)」

図17 男女の地位の平等について(北海道:年齢別)



資料出所:北海道総合政策部「道民意識調査(平成27年度)」

図18 男女の地位の平等感



資料出所:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成28年度)」

なお、全国との比較では、平成 28 年度(2016 年度)男女共同参画社会に関する世論調査 (内閣府)によると、社会全体において「男性の方が優遇されている」との回答は、全国 74.2%、本道 74.4%、「平等」との回答は全国 21.1%、本道 22.6%となっており、全国と本道では、同じ傾向にあります。

ウ 働くことの意識

働くことの意識について、平成29年度(2017年度)国民生活に関する世論調査(内閣府)により全国と比較すると、「働く目的は何か」との問いに対し、「お金を得るため」との回答は全国53.4%、本道52.4%といずれも50%を超えて一位となっていますが、次いで全国では「生きがいを見つけるため」との回答がきていますが、本道では「社会の一員の努めを果たすため」との回答の方が高くなっています。

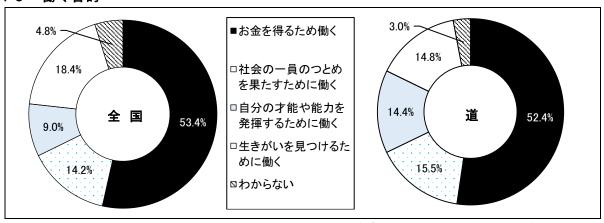
なお、全国における女性の回答では、「生きがいを見つけるため(20.0%)」が「社会の 一員の努めを果たすため(12.3%)」を大きく上回っています。

また、社会の満足度についても、平成28年度(2016年度)社会意識に関する世論調査(内閣府)により全国と比較すると、社会の満足度(満足している点)で最も高い回答を得ているのは、本道及び全国とも「良質な生活環境が整っていること」となっており、次いで「心と身体の健康が保たれること」となっています。

逆に満足していない点については、「経済的なゆとりと見通しが持てないこと」、「若者が社会での自立を目指しにくいこと」となっていますが、次いで全国では「家庭が子育てしにくいこと」をあげているのに対し、本道では「働きやすい環境が整っていない」が高くなっています。なお、全国における女性の回答では、他に「女性が社会での活躍を志向しにくい」があげられています。

また、満足していない点では、その他に「熟年・高齢者が社会と関わりにくい」、「チャンスを見つけにくい」などがあげられています。

図19 働く目的



資料出所:総務省「国民生活に関する世論調査(平成29年度)」

④ 配偶者からの暴力の状況

本道では、配偶者暴力相談支援センター(20機関)のほか、警察や民間シェルター等において「配偶者からの暴力」(以下「DV」という。)に関する相談を受け付けるとともに、道立女性相談援助センターや民間シェルター等において被害者やその同伴者の一時保護を行っています。全国の相談件数は、右肩上がりの増加傾向で推移していますが、道内においては、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数が、平成 27 年度(2015 年度)で 2,445 件と近年は概ね横ばいで推移している一方、警察への相談件数は 2,854 件と年々増加しています。

111,172 □□全 国 120,000 12,000 99,961 102.963 ●北海道 89,099 89,490 100.000 10.000 72,792 77,334 62,078 80,000 8,000 68,196 58.528 49.329 43,225 52,145 60,000 6,000 2,520 2,628 2,212 1,988 35,943 1,812 40,000 4,000 2,533 2,539 2,445 2,114 1,662 1,351 975 929 20,000 2.000 791 0 H27 (単位:件) H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H14

図20 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

資料出所:北海道環境生活部調

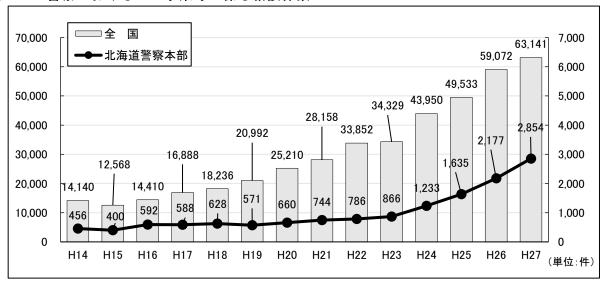
平成 23 年度 (2011 年度) に行った D V に関する意識調査では、 9割近くの人が、 D V を「言葉・内容とも知っている」と回答しています。しかし、デート D V (学生などの若者が、交際相手から受ける暴力) については、「言葉・内容とも知っている」との回答は 32.6%で、逆に「言葉・内容とも知らない」との回答が 47.1%と半数近くにあがっており、特に男性では 52.6%、年代別では 20~29 歳が 52.0%と最も高くなっており、若年層に対する周知及び内容の理解の促進が大変重要となっています。 D V を受けた経験としては、「自分自身が暴力を受けた」との回答は 12.3%、男性では 5.3%、女性では 18.0%となっており、女性の方が高くなっています。また、年代では 50~59 歳が 15.8%と最も高く、次いで 60~69 歳が 13.7%となっています。

暴力を受けたことの相談については、「誰にも相談しない」が 41.7%、「友人・知人」が 36.1%、「家族・親戚」が 18.5%となっており、配偶者暴力相談支援センターや警察等公的 機関への相談は低い状況となっています。また、相談しなかった理由としては、「相談するほどのことではないと思った」が男女とも高く、女性は 48.6%、男性では 81.8%となっています。次いで「自分にも悪いところがあると思った」、「自分さえ我慢すれば、何とかなると思った」、「恥ずかしくて誰にも言えなかった」となっています。

「暴力を受けたことの有無に関わらず、相談するとすれば誰が良いか」との問いに対しては、家族や友人などの他、配偶者暴力相談支援センターや警察などの公的機関があげられていることから、「DV」、「デートDV」の内容の理解を促進するとともに、相談窓口のより一層の周知と体制の整備が求められます。

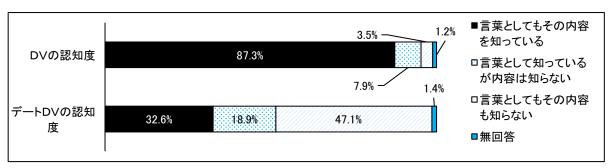
また、DVが起こる背景や要因としては、「ストレス」が最も多く、66.3%となっています。そのほか「配偶者(交際相手)にふるう暴力は犯罪であるという認識が低い」、「配偶者間のコミュニケーションが十分とれていない」、「女性に対する差別的な意識がある」などが高い割合であげられており、男女平等参画を阻害する暴力的行為の根絶に向け、人権の尊重や男女平等意識が社会全体で醸成されるよう、より一層取り組む必要があります。

図21 警察におけるDV事案等に係る相談件数



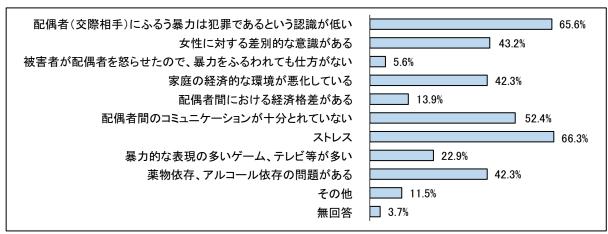
資料出所:北海道環境生活部調

図22 配偶者からの暴力の認知(北海道)



資料出所:北海道環境生活部「DVに関する意識調査(平成23年度)」

図23 配偶者からの暴力がおこる背景や要因(北海道)



資料出所:北海道環境生活部「DVに関する意識調査(平成23年度)」

第2章 男女平等参画の実現に向けた課題

1 男女平等参画に関する意識の向上

男女平等参画社会の実現のためには、男女平等観の形成に向けた理解の促進が全ての取組の根幹となりますが、全国と同様に本道でも、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に「反対」若しくは「どちらかといえば反対」と回答した人の割合が高いものの、「男女平等(共同)参画社会」など、男女平等(共同)参画に関する用語の周知度は低い状況となっています。

また、「男女の地位の平等」に関する意識として、法律や制度の上では「男女平等となっている」と回答した割合が 38.3%、社会通念、慣習、しきたりなどでは 18.0%、全体でも 21.1%と依然として低位となっています。

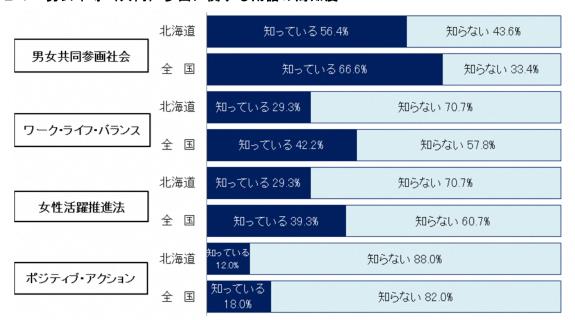
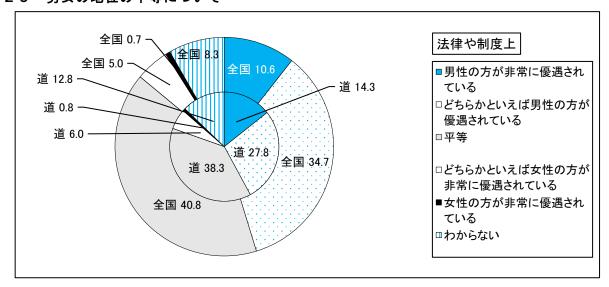


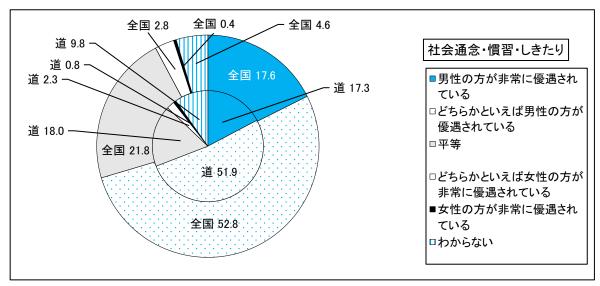
図24 男女平等(共同)参画に関する用語の周知度

資料出所:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成28年度)」

図25 男女の地位の平等について



資料出所:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成28年度)」

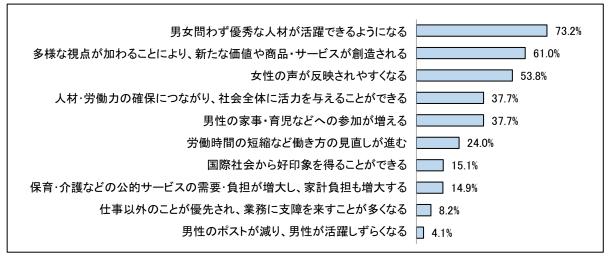


資料出所:内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査(平成28年度)」

また、政治や経済などの分野における女性の参加拡大に関しては、女性のリーダーが増えることで「男女を問わず優秀な人材が活躍できるようになる」、「多様な視点が加わることにより、新たな価値や商品・サービスが創造される」、「女性の声が反映されやすくなる」などの回答が多い反面、女性のリーダーを増やすときの障害になるものとして、「上司・同僚・部下となる男性や顧客が女性リーダーを希望しないこと」、「女性自身がリーダーになることを希望しないこと」などがあると感じている方も一定程度います。

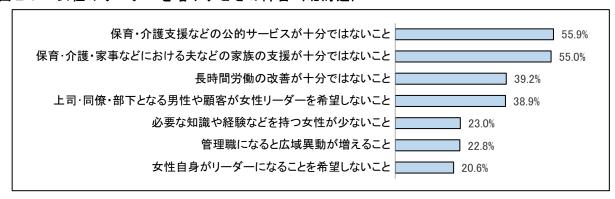
男女平等参画社会の実現に向け、引き続き、女性が職業を持つことやリーダーとなることなど、男女平等参画に対する意識の醸成や理解が促進されるよう、関係機関等と連携しながら積極的な啓発に努めていく必要があります。

図26 女性のリーダーの増加による影響(北海道)



資料出所:北海道総合政策部「道民意識調査(平成27年度)」

図27 女性のリーダーを増やすときの障害(北海道)



資料出所:北海道総合政策部「道民意識調査(平成27年度)」

2 女性が活躍できる環境づくり

道内においては、人口減少や少子高齢化といった全国と共通する課題があり、また全国に 比べ女性の就業率が低い等の状況において、いわゆるM字カーブ問題の解決に向け、出産後 の就業を継続するための保育サービスなど、子育てを社会全体で支援する体制の充実が必要 となっていますが、仕事と家庭生活を両立していく上で、依然として保育所入所待機児童が 解消されないことや、男性の育児休業取得率等が低いことなどが課題となっています。

また、第1次産業が基幹産業である本道の農山漁村地域においては、生産や加工・販売、 地域コミュニティにおける様々な活動において、女性が重要な役割を果たしていますが、経 営方針への関与など、女性の経営参画はいまだ十分ではありません。

防災・復興や地域おこし、まちづくり等の分野についても、女性としての視点や経験、知識が活かされることが一層期待されています。

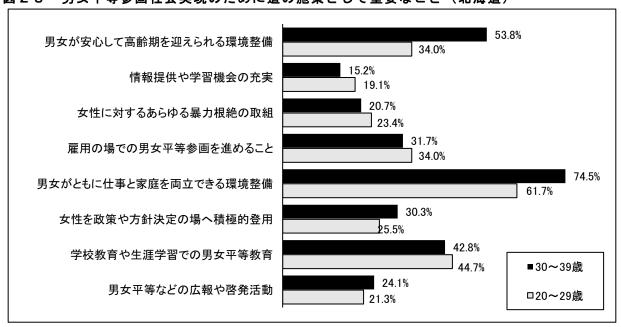
なお、道民意識調査(平成 27 年度(2015 年度))において、「男女平等参画社会を実現するために、北海道の施策として何が重要か」との問いに対し、70 代を除き、全ての年代において、「男女がともに仕事と家庭を両立することができる環境を整備すること」との回答が最も高くなっています。

女性の活躍が進むことは、女性だけではなく、男女が共に仕事と家庭生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながるものであり、男女平等参画社会の実現のため、引き続き、関係機関と連携しながら、保育所入所待機児童の解消や男性の育児休業の取得促進などの働き方改革を進め、あらゆる分野において女性が活躍できる環境を整備していくことが必要です。

表 7 育児休業取得率 - 保育所待機児童数

	_		北海道 (H28 年度)	全 国 (H28 年度)	出典		
方用从类面但或 (0/)	男 性		2. 5	3. 2	経済部調、厚生労働省「雇用均等		
育児休業取得率(%)	女	性	82. 5	81.8	基本調査」		
			65	26, 081	保健福祉部調、厚生労働省「保育		
保育所待機児童数(人)					所等利用待機児童数調査」		

図28 男女平等参画社会実現のために道の施策として重要なこと(北海道)



資料出所:北海道総合政策部「道民意識調査(平成27年度)」

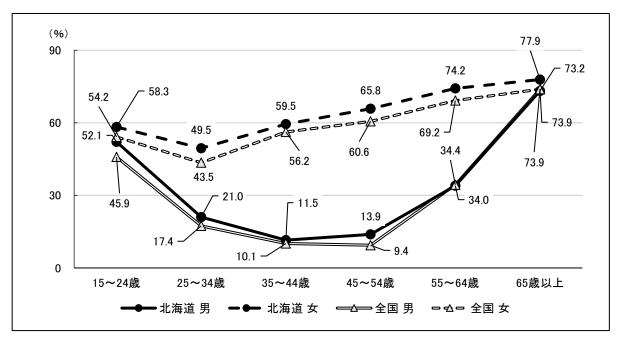
3 安心して暮らせる社会の実現

総務省の「平成24年(2012年)就業構造基本調査」では、本道における45~54歳の非正規雇用比率をみると、男性は13.9%であるのに対し、女性は65.8%と大きな開きがあります。また、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」では、本道において男女間の賃金格差が大きい状態が続いており、平成28年(2016年)では男性が324.5千円であるのに対し、女性は234.5千円と90千円の差が生じています。

このような状況下において、非正規雇用労働者やひとり親家庭など、生活上の困難に陥りやすい人々が増加しており、女性が当たり前に働き続けることができ、安心して暮らしていけるよう、男女平等参画の視点から就業・生活面での環境整備が課題となっています。

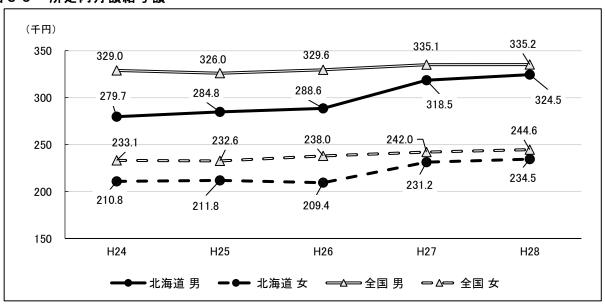
高齢者や障害のある方等、様々な困難に直面している人々においても、家庭や地域で安心 して暮らせる社会基盤の構築が求められています。 また、DVを含む女性に対する暴力が深刻な社会問題となっていることから、暴力を容認 しない社会の実現に向け積極的に取り組む必要があります。

図29 男女別、年齢階層別非正規雇用比率



資料出所:総務省「就業構造基本調査(平成24年)」を基に北海道経済部で算出

図30 所定内月額給与額



資料出所:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

第3章 計画の概要

1 基本理念

- (1) 男女平等参画の推進は、男女が共に一人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に 社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保され ること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。
- (2) 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。
- (3) 男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、道における政策又は事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、 行わなければならない。
- (4) 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護、その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。
- (5) 男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し 男女平等参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行わなければならない。

(北海道男女平等参画推進条例第3条)

2 本計画において強調する視点

(1) 意識変革の推進

男女平等参画社会の実現のためには、固定的な性別役割分担意識の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題であるとともに、あらゆる立場の人の理解を促すための教育や広報・啓発活動などは、全ての取組の根幹であることから、人々の意識の変革、理解の促進に一層努めていきます。

(2) 様々な分野における女性の活躍の促進

「女性活躍推進法」が成立したことを踏まえ、女性が仕事と家庭生活を両立し個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが求められていることから、男女が共に生き、働き、暮らしやすい地域社会の実現を目指し、女性の継続就業や再就職、起業、多様な働き方の支援等に努めます。

(3) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護等の推進

男女の人権が尊重される社会を実現するためには、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の適切な保護及び自立を支援することが必要であることから、関係機関と連携しながら、暴力の防止や相談窓口の啓発及び相談から保護、自立まで切れ目のない被害者支援を行います。

3 基本目標

目標 I 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

「基本法」が制定されて 18 年が経過しましたが、平成 27 年度 (2015 年度)道民意識調査において、社会全体での男女の平等意識に関し「男性が優遇されている」と回答した割合が 5 割を超えている状況にあります。

また、男女平等参画社会の形成における阻害要因の一つに、人々の意識の中で長い時間をかけて形作られてきた固定的な性別役割分担意識があげられます。このような意識は時代とともに変わりつつあるものの、いまだ根強く残っていることから、こうした状況を解消し、男女が社会のあらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分発揮できる社会づくりが重要であるという考え方の理解を促進し、意識の変革を図ります。

目標Ⅱ 男女が共に活躍できる環境づくり

すべての人がその個性と能力を十分発揮し、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる男女平等参画社会の実現のためには、一人ひとりが自らの意志に基づき、自信と誇りを持って職場、家庭、地域などあらゆる分野に参画し活躍できることが重要です。

女性は人口の半分を占め、政治、経済、社会など多くの分野で活動を担っていることや、「女性活躍推進法」が成立したことを受け、男女が各々の能力を十分発揮し仕事と家庭生活を両立できる暮らしやすい環境づくりと併せて、女性が政策、方針決定の場に参画できることや、結婚、出産などのライフステージに応じた働き方を選択できることなど、働く場における女性の活躍を推進します。

また、本道の基幹産業である農林水産業においては、依然として固定的な性別役割分担意 識が強いことなどから、農林水産業や商工業等の自営業における女性の経営参画や、女性の 力を地域づくりに繋げるため、農山漁村等における女性の活躍支援を図ります。

目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現

DVや性犯罪などは、個人の尊厳を傷つける重大な人権侵害であり、男女平等参画社会の実現を著しく妨げるものです。暴力を容認しないという意識の徹底と被害の防止、被害者の安全確保を図るとともに、男女が互いの身体の特徴を理解しながら心身ともに健康でいきいきと生活していくことが、男女平等参画社会を実現するために重要なことであり、特に女性は、妊娠、出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなどから総合的な支援を図ります。また、ひとり親家庭や非正規雇用労働者などは生活上困難に陥りやすいことから、これらの人々が安心して暮らせる取組の促進を図ります。

計画推進の指標項目及び参考項目 4

(1)

指標項目 (目標値を設定し、計画の推進管理において成果を検証する際に用いる項目)

			で収	定し、計画の推進管理におり			T .		<u>. 日 /</u>	
目	基	施			現	状	目	標	HH 11.	
	本方向	策の方		項目	現況値	年度 H:年度	目標値	年度 R:年度	関 連計 画	備考
標		向	NO			h:暦年		r:暦年	H1 [
Ι	1	(1)	1	「男は仕事、女は家庭」という考 え方に同感しない人の割合	46. 1%	H27	70.0%	R9		北海道の人 口減少など に関する意 識調査
	2	(3)	2	生涯学習の成果を活用している住 民の割合	58.6%	Н28	80.0%	R7	北海道総合計画	教育庁調 「生涯学る に関する 設 で 」
Π	2	(1)	3	道の審議会等における女性委員の 登用率	37.4%	4. 1	40.0%	R9		
			4	道(知事部局等)の本庁課長級以上の職に占める女性職員の割合	6.3%	H29. 4.1	10.0%	R6	特 定 事 業 主 行 動 計 画 (女性活 躍推進法)	
		(2)	5	道(知事部局等)の男性職員の育 児休業取得率	2.7%		20.0%	R6	第三期北海道特定事業主行動計画	
		(2)	6	育児休業取得率 (男性) (女性)	2. 5% 82. 5%		13. 0% 90. 0%	R7 R7	北海道 総合計画	厚生労働省 「雇用均等基本調査」
			77		0.002 吐眼	1.00	1.000 性	. 7		経済部 「就業環境 実態調査」
			7	年間総労働時間 (フルタイム労働者)	2,023 時間	h28	1,922 時間	r7	同 上	厚生労働省 「毎月勤労 統計調査」
		(4)	8	女性(25~34歳)の就業率	70.3%		全国平均值以上	r7	同上	総務省「労働力調査」
		(8)	9	ファミリー・サポート・センター の設置市町村	59 市町村	Н28	71 市町村	R6	第の子来北画四大どづ海地もく道	
				地域子育て支援拠点事業の実施数	385 箇所	H28	424 箇所	R6	同上	
			11	放課後児童クラブ設置数	1,022 箇所	H28	1,065 箇所	R6	同上	
			12	保育所待機児童数	65 人	Н28	0人 ※	Н29 Ж	北海道 総合計画	※皮でよいよすよいよ <t< th=""></t<>
			13	延長保育実施数	764 箇所	Н28	1,042箇所	R6	第の子どづ海 の子どづ海 ルはもく道 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	

目	基	施			現	状	目	標		
	本方	策の		項目	現況値	年度	目標値	年度	関連	備 考
	カー向	方		切 ロ	光化胆	H:年度 b:歴年	日际胆	R:年度 r:曆年	計 画	加力
標			NO		_ #-~	h: 暦年	- 44			
П	2	(8)	14	夜間保育の実施数	7 箇所	H28	12 箇所	R6	第四期北 の大地☆	
									ひ人地☆子ども未	
									来づくり	
									北海道計	
			15	休日保育の実施数	29 箇所	H28	50 箇所	R6	画 日 上	
			10		23 回川	1120	30 画川	NO	H	
			16	子育て短期支援実施市町村	39 市町村	H28	44 市町村	R6	同上	
Π	3	(1)	17	農業士の女性認定数	53 人		100 人	R9	北海道農業農村	
						3.31			ハ [°] ートナーシ ッフ [°] 推進連絡	
									会議の取組	
			18	主業農家に対する家族経営協定の締結割合	23. 3%	H28. 3.31	33.0%	R9	同上	
Ш	1	(1)	19	配偶者等からの暴力(DV)の周知	75.9%		90.0%	R9		男女共同参
				度						画社会に関
										する世論調 査(内閣府)
	2	(1)	20	ひとり親家庭の親の就業率	76.5%	H24	80.0%	R6	北海道子	五 (171曲/11/
				(母子家庭)					どもの貧	
									困対策推進計画	
			21	ひとり親家庭の親の就業率	89.8%	H24	88.1%	R6	同上	
				(父子家庭)	rt.					
	3	(1)	22	健康寿命(日常生活に (男性)	71.11 歳 (25 位)	h25	増加	R5		厚生労働科
				制限のない期間)	(20世)				展 瑁 進 訂	学研究「健康寿命にお
				(女性)	74.39歳					ける将来予
					(26 位)					測と生活習
										慣病対策の費用対効果
										貝用
										究」
			23	本道の成人の週1回以上のスポー	58.9%	H28	65.0%	R7	同 上	環境生活部
				ツ実施率						調「スポーツに関する
										実態調査」
			24	子宮頸がん検診、(子宮頸がん)	33.3%	H28	50.0%以上	R5		国民生活基
				回私)快款亚弘(回北)	31.2%	H28	50.0%以上	R5	海道がんな策権	礎調査
				乳 が ん 検 診 受 診 (乳 が ん) 率	31.4%	1140	30.0%以上	СЛ	対策推進計画	
			25	小児二次救急医療体制が確保され	20 圏数	H28	21 圏数	R5	北海道医	
				ている第二次医療圏数 (医療圏)					療計画	

(2) 参考項目

(目標値を設定するものではないが、男女平等参画推進の状況把握のため参考とする項目)

Ħ	基本	施策の		項 目			現	状	
標			方 向 NO		-		年度	備考	
I	1	(1)			削合	16.3%			
1	1	(1)				1,1 🖂		H28. 4. 1	
				市町村における男女平等関連事業・イベント開催数 男女平等参画グループのホームページアクセス数			86,947 件		
	2	(2)		家事等に携わる男女別総平均時間	(男	性)	19 分		※5年毎調査
		(2)	1	(1日、週全体平均)	(女		144 分		х 0 干
			5	公立中学校における職場体験の実施状況		114/	99.2%		
				大学のキャンパス・セクシュアル・ハラスメ	ント対策	要員	49/49校		
				の配置数		~ > \	(470人)		
			7	4年制大学への男女別進学率	(男・	性)	42.1%	H28	
				,,	(女	性)	33.2%		
			8	大卒者の大学院等への男女別進学率	(男・		16.3%	H28	
					(女	性)	7.7%		
		(3)	9	大学院の社会人入学者に占める女性の割合	'		44.6%	H28	
II	II 2 (1		10	道議会議員に占める女性の割合			12.9%	H28. 12. 31	
			11	市町村議会議員に占める女性の割合			11.7%	H28. 12. 31	
			12	道議会議員立候補者(統一地方選)に占める	女性の割	自合	15.7%	H27	
			13	市町村の審議会等委員に占める女性の割合			22.4%	H29.4.1	
			14	医師における女性の割合			14.2%	H26	
			15	企業、各種機関・団体等の管理的業務におけ	る女性の領	割合	15.8%	H28	
			16	女性公務員の管理職への登用率	(道)		5.2%	H29. 4. 1	
					(市町)	村)	11.7%	H28	
			17	公立学校の校長、副校長及び教頭に占めるち	女性の割合	7	7.8%	H29	
			18	道及び市町村の教育委員会のうち、女性の教) (道教	委)	94.4%	H28	
				育委員を1人以上含む教育委員会の割合	(市町村教育	育委)	91.1%	H27	
			19	北海道職員採用試験(全体) からの採用者	に占める	女性	31.1%	H28	H28.4.1
				の割合					\sim H29.3.31 \emptyset
									採用期間
		(2)	20	育児休業制度普及率			53.5%		
			21	介護休業制度普及率			46.6%		
			22	育児休業制度利用者の男女別割合	(男	性)	15.4%	H28	
					(女		84.6%		
			23	介護休業制度利用者の男女別割合	(男		25.0%	H28	
					(女	性)	75.0%	1100	
			24	年次有給休暇取得率			50.3%		
		(3)		ストレスチェックを実施した事業所の割合	(= 1		10.7%		
			26	男女の平均賃金の格差	(男		324.5千円	H28	
					(女		234.5 千円	1100	
			27	新卒(就職希望)者の男女別就職(内定)害			95. 6% 96. 2%	H28	
			0.0		(女)		79. 2%	поо	
			28		$(25\sim 29 $		79. 2%	1140	
			29	平均勤続年数の男女別の割合	(30~34 扇		12.8年	Н28	
				十や動脈中数のガタ別の刮筒			8.7年	1140	
Щ.	(女性)				土ノ	0.1+			

目	基本	施策の		項 目	現	状		
標					年度	備	考	
Π	2	(3)		・ セクシュアル・ハラスメント対策を実施した事業所の		+		
				合				
			31	男女別の完全失業率(年平均) (男性	3.5%	H28		
				(女性	3.8%			
			32	公共職業訓練受講者の就業率 (施設内	86.0%	H27		
				(施設外	74.2%			
			33	地域若者サポートステーション事業によるニートの勍	2職 470 人	H28		
		等進路決定者数						
		(4)	34	20歳から34歳までの就業率	74.4%	H28		
	3	(1)	35	農業女性グループ等起業件数	299 件	H27.3.31		
			36	女性認定農業者数(夫婦共同申請を含む))	883 人	H28.3.31		
			37	女性役員が登用されていない総合農協数	101 組織	H28.3.31		
			38	女性委員等が登用されていない農業委員会数	105 組織	H28.10		
	4	(1)	39	町内会長に占める女性の割合	2.8%	H29.4.1		
			40	PTA会長に占める女性の割合	5.9%	H27		
			41	ボランティア活動時間の男女別総平均時間 (男性	3 分	H28		
				(1日、週全体平均) (女性	3 分			
			42	女性センター(複合施設の一部機能含む)等の設置数	11 施設	H28		
		(2)	43	全道の女性消防団員	1,949 人			
Ш	1	(1)) 44	配偶者暴力相談支援センター、民間シェルターへの相	,	H27		
				件数(うち、配偶者・パートナーからの暴力)	(9,756件)			
			45	配偶者暴力防止法に基づく緊急一時保護施設数	12 施設	_		
			46	配偶者からの暴力の相談窓口の周知度	28.7%			
			47	市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	4ヵ所	+		
	2			高等技能訓練促進費等事業(各市町村の事業実施率)	97. 2%	1		
				自立支援教育訓練給付金事業(各市町村の事業実施率)		+		
		(2)		シルバー人材センター登録者に占める女性の割合	28.7%			
		(1)		市町村老人クラブ連合会の女性会長数		H29		
				60歳から64歳までの就業率	61.5%	_		
				障がい者の実雇用率 (民間企業)	2.06%			
	3	(1)	54	特定健康診査の男女別受診率 (男性	_ ,			
				(女性				
		(2)	55	自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)	17.5%			
			56	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	8,483件(8.1人)	HZ (
			F 7	(女子人口千対)	3.3%	поо		
				周産期死亡率	92.0%			
				妊娠11 週以下での妊娠の届出率				
			59	出生1万人当たりNICU(新生児集中治療管理室) 症	130 🖟	114 (
並	Ş Δh +:		60	数 男女平等参画苦情処理委員への苦情申出受理件数	0 ht	H28		
総合的な推進				男女平等参画古情処理変員への古情中田受理件級男女平等参画推進条例に基づく知事への申出件数	681 件			
				労女平寺参画推進采例に基づく知事への甲山什数条例又は基本計画を策定している市町村数 (条例				
			02	宋				
			<u> </u>	四 1 亩)	47 D T 11 P1 (1)			

第4章 計画の内容

目標I男女平等参画の実現に向けた意識の変革

基本方向1 男女平等参画の啓発の推進

固定的な性別役割分担意識、性差に対する偏見の解消、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などについて、道民の理解の促進を図る啓発活動は、男女平等参画社会づくりに向けたすべての取組の根幹をなすものです。平成27年度(2015年度)の道民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない」と回答した人が46.1%であり、過去の調査と比較して「同感しない」とする人の割合は上昇しているものの、依然として5割に満たない状況であり、こうした固定的な性別役割分担意識の解消に向け効果的に啓発を進めていくことが重要です。

また、青少年の段階から男女平等参画の理解を深めていくことが重要ですが、情報通信の高度化が進む現代において、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などの新たなメディアが青少年に与える影響は大きいことから、青少年の健全育成の観点をより重視した表現への配慮等を行うことが求められています。

男女平等参画の促進は、国際社会における理念や先進的な取組の内容を参考とするなど、 今後とも国際的な視野に立って活動していくことも大切です。

【施策の方向】

(1) 広報・啓発活動の充実

- ① 男女平等参画社会の実現は、社会の多様性と活力を高め、経済の持続的な発展及び男女間の実質的な機会の平等をもたらすことから、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて働き方改革を推進するとともに、男女平等参画の理念等に関する正しい理解が深まるようあらゆる広報媒体を有効に活用して、わかりやすい広報、啓発を進めます。
- ② 市町村や地域活動を行う団体のほか様々な民間団体等と連携し、啓発や研修機会など を充実し、男女平等参画の意識の高揚を図ります。
- ③ 「道立女性プラザ」などにおいて、男女が主体的に生きるための研修や関連情報の収集・提供の充実を図るとともに、地域で活動する男女平等参画推進団体などとのネットワーク化を推進します。
- ④ 男女平等参画に関わる諸問題について定期的に調査を実施し、関係施策等への反映に 努めます。

また、男女平等参画に関する情報の収集・提供の充実を図るとともに、インターネットの活用などにより、関係団体や市町村等への情報提供に努めます。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所 管
●男女平等参画に関する広報、啓発資料の作成、配布	環境生活部
●男女平等参画に貢献した団体、個人への表彰	環境生活部
●道立女性プラザにおける、男女平等参画に関する講座、講演会等の開催及	環境生活部
び情報の収集・提供	
●各種男女平等参画関連調査の実施、情報の提供	環境生活部

	単	現	状	目	標	備考
	位	現況値	年度	目標値	年度	(関連計画)
「男は仕事、女は家庭」という 考え方に同感しない人の割合	%	46. 1	Н27	70.0	R9	北海道の人口 減少などに関 する意識調査

(2) メディア等における男女平等の理念への配慮

- ① 青少年健全育成条例の趣旨を踏まえ、性や暴力表現を扱った出版物等の取扱いなどについて適切に対応するとともに、関係業界の自主的な取組の促進等を図り、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある社会環境の浄化を促進します。
- ② 男女平等参画の視点から、道の発行する広報・出版物が守るべき表現方法などのガイドラインを職員に周知徹底します。
- ③ 学校教育の中で、インターネットなど多種多様なメディアからもたらされる膨大な情報を主体的に読み解いていく能力(メディア・リテラシー)の育成に努めます。
- ④ 人権の尊重や男女平等の理念等に配慮した放送・出版等メディア等関係者に理解を促すよう努めます。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所 管
●北海道青少年健全育成条例の遵守及び青少年を取り巻く環境の浄化、啓発	環境生活部
の実施	
●「公的広報の手引き」により職員に周知	環境生活部
●「総合的な探求の時間」等の時間に、児童生徒の発達段階に応じ、多量の	教育庁
情報を適切に判断、創造し発信、伝達できる能力の育成	

(3) 国際交流・国際理解・国際協力の促進

- ① 男女平等参画が国際的な取組であることを踏まえ、学校教育や社会教育の場における 国際理解教育の充実や、在住外国人との交流を通じた地域住民の国際性の涵養など、国 際交流・国際理解の促進に努めます。
- ② 本道の優れた技術や情報の蓄積を活かした海外への国際協力を通じて、国際社会に おける男女平等参画社会の現状や先進的事例等の理解の促進に努めます。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所 管
●英語指導助手の配置、小中高の英語教員の英語力、指導力向上を目的とし	教育庁
た研修の実施等による外国語教育の充実	
●国際交流員の配置による地域レベルでの国際交流の推進	総合政策部
●海外技術研修員の受入、国際協力研修団の派遣	総合政策部

目標 I 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

基本方向2 男女平等の視点に立った教育の推進

男女平等参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女平等参画社会についての正しい理解や人権・性の尊重、自立の意識を持つことが大切です。

家庭、学校、社会などで行われる教育や学習は、人間形成において、こうした一人ひとりの自立とともに、個人の生き方を尊重し、相互に協力して社会や生活を支えていく心を育む上で、重要な役割を果たしています。

家庭においては、親の意識や生活態度が子どもに大きな影響を与えます。特に、「男の子だから、女の子だから」といった、性によって区別したしつけなどは、個性を育てる上で大きく影響するとともに、子どもの可能性を狭めることにもつながりかねません。

また、学校教育は、青少年の成長や自立した社会人となるために大きな影響を与えます。 次代を担う児童生徒に対し、教育全体を通じ、男女平等意識の高揚や相互の協力、理解に ついての指導の充実を図ることが重要です。

さらに、社会においても、男女平等参画社会の意義について理解を促進する上で、生涯 学習の振興は重要な意義を持ちます。

【施策の方向】

(1) 家庭における男女平等教育の推進

- ① 家庭内における固定的な性別役割分担意識にとらわれない個の尊重と家事、育児、介護などについて、男女が平等に共同して担う意識の醸成を図ります。
- ② 人権教育について、親子が共に学習できる機会の確保や、子どもや要介護者を安心して託せる体制づくりなど、家庭の構成員が人権教育を容易に受けることができるような環境づくりに努めます。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所 管
●男女平等参画及び人権教育に関する広報、啓発資料の作成、配布	環境生活部

(2) 学校における男女平等教育の推進

- ① 学校教育においては、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性など、教育活動全体を通じて、個人の尊厳と男女平等に関する教育を進めます。 また、高等教育機関における教育・研究活動が、男女平等参画の理念を踏まえて行われるよう啓発に努めます。
- ② 学校教育に携わる教職員に対し、研修等により人権の尊重や男女平等参画社会に関する正確な理解の促進に取り組むとともに、生徒学生等に対し性別にとらわれない教育観に立った進路指導、就職指導の充実を図ります。
- ③ 高校生向け副読本等の学習資料のインターネットでの提供など、男女平等教育の支援に 努めます。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所 管
●男女混合名簿の作成など児童生徒の人権や男女平等参画に配慮した教育の	教育庁
推進	
●男女平等参画に関する広報、啓発資料の作成、配布	環境生活部
●男女平等参画に関する教職員を対象とした研修の実施	教育庁
●男女平等参画に係る小中高校生向け教材をホームページ上で情報提供	環境生活部

(3) 社会における男女平等教育の推進

- ① 社会教育関係者に対して、研修等により男女平等参画社会に関する正確な理解の促進や、人権の尊重について意識の高揚を図ります。
- ② 「道立女性プラザ」や「生涯学習関連施設」などで、男女平等参画社会に関する基本的な認識の理解を深めることができるよう学習機会の充実及び学習の促進に努めます。
- ③ 市町村、女性団体や経済団体などの民間団体における男女平等参画社会づくりへの取組について情報提供等の支援に努めます。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所 管
●人権の尊重に関する社会教育関係者を対象とした研修の実施	教育庁
●「道立女性プラザ」や「生涯学習関連施設」における講座、セミナーの開	環境生活部、
催や図書、DVD等の閲覧など学習機会の充実	教育庁
●男女平等参画に関する広報、啓発資料の作成、配布	環境生活部

【指標項目】

	単	現	状	目	標	備考
	位	現況値	年度	目標値	年度	(関連計画)
生涯学習の成果を活用している	%	EO G	H28	90 0	D.7	北海道総合計画(生涯学習
住民の割合	70	58. 6	П26	80.0	R7	に関する住民の意識調査)

図31 生涯学習の成果を活用している住民の割合(北海道)



資料出所:教育庁「生涯学習に関する住民の意識調

查」

目標Ⅱ 男女が共に活躍できる環境づくり

基本方向1 女性活躍の気運醸成と見える化の推進

人口減少問題や地域活力の低下といった社会的背景とともに、根強く残る固定的な性別役割分担意識など男女平等参画の推進状況などを踏まえると、地域における人々の意識の変革や女性の活躍支援が大きな課題となっています。行政をはじめ、商工業などの地域の中小企業や農林水産業などの各分野における女性の参画による男女平等参画の推進、コミュニティ活動や生きがいづくりなどの地域活動の活性化、地域の資源を活かした6次産業化により活躍の場を確保するなど、女性が生きがいを持ち、女性の力を地域づくりにつなげるための取組が必要です。

このような中、道内各地において、女性団体やグループによる活発な活動、企業による両立支援、女性ならではの感性を生かした農村振興など、様々な分野で女性が持つ能力を活かした活動が徐々に行われるようになり、それを支援する取組なども行われています。女性の活力を道内全体での地域づくりにつなげるため、こうした各地で取り組まれている好事例を顕彰し、情報として広く明らかにすることなどにより、取組の広範囲な拡大を図ることが必要です。

【施策の方向】

(1) 女性の活躍を応援するネットワークの構築

- ① 経済団体や第1次産業団体などの多様な主体で構成する「北の輝く女性応援会議」において、女性の活躍に向けた情報や課題を共有し共通認識の下にそれぞれの得意分野に取り組み、女性の多様な生き方の選択に応じた細やかな北海道らしい女性の活躍をオール北海道で支援します。
- ② 女性の活躍に向け、各地域における、国や道、市町村など関係機関等による連携体制を構築し、女性の活躍の気運を醸成します。

目开始表面如(DC 左连、DO 左连)	三二 公公
具体的な取組(R5 年度~R9 年度)	所 管
●「北の輝く女性応援会議」の開催	環境生活部
●「北の輝く女性応援会議」構成員による「トップリレーメッセージ」の発	環境生活部
出及び、「女性の活躍応援自主宣言」の拡大	
●女性の活躍に係る気運醸成を図るための積極的な広報、啓発などの推進	環境生活部
●女性活躍に係る地域の課題を捉えたセミナー等の開催	環境生活部

(2) 地域で活躍する女性の「見える化」

① 活躍している個人、団体、グループなどを顕彰し、身近なモデルとして示すとともに、 両立支援を推進する企業や地域振興などの活動成果を紹介するなど、見える化すること により地域での女性の活躍や企業の取組などを喚起します。

- ② 地域で活躍する女性や企業における支援の取組を一元的に集約、発信することで効果的な情報提供を行うとともに、多様な女性のニーズに沿ったきめ細やかな支援情報を提供します。
- ③ 家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で重要な役割を担っている女性の経験や 視点を道政の各分野の施策へ反映するよう努めます。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所	管
●職業生活における女性の能力発揮や職域拡大、子育て支援などの仕事と家	経済部	
庭の両立に積極的に取り組む企業を認定する「北海道働き方改革推進企業		
認定制度」の推進		
●北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰の開催	経済部	
●農業経営の改善や起業、農業生活の充実、地域の振興などに積極的に取り	農政部	
組んでいる女性農業者等の活動を顕彰・表彰		
●男女平等参画社会実現への気運を醸成するため、男女平等参画の活動を顕	環境生活	舌部
彰・表彰		
●北の輝く女性応援会議の情報や、企業・NPO等の活動情報など、女性の	環境生活	舌部
活躍を支援する多様な情報の一元的提供		
●女性の多様な生き方の選択に対応した身近なロールモデル等の情報の収集	環境生活	舌部
及び提供		

目標Ⅱ 男女が共に活躍できる環境づくり

基本方向2 働く場における女性の活躍促進

就業は、生計を維持し、経済的な基盤を形成するためであることはもちろん、人々の自己実現や生きがいにつながるものであり、働きたいと希望する人が、性別にかかわらず、結婚や出産などのライフイベントにおいて、多様な働き方を選択できるよう環境を整えていくことが重要です。

本道の女性の就業状況を年齢階級別にみると、30歳代を底とする、いわゆるM字カーブ**の谷は浅くなってきているものの、まだ継続就業を希望しながら結婚、出産、育児、介護などにより離職する女性も多い状況です。女性が仕事と家庭生活を両立し、女性の意志や考え方を反映させていくためには、地方自治体の政策や企業等の経営における方針決定の場に女性の参画を進めるとともに、就労の継続や再就職を支援するなど女性の能力が十分発揮できるよう様々な取組を促進していく必要があります。

【施策の方向】

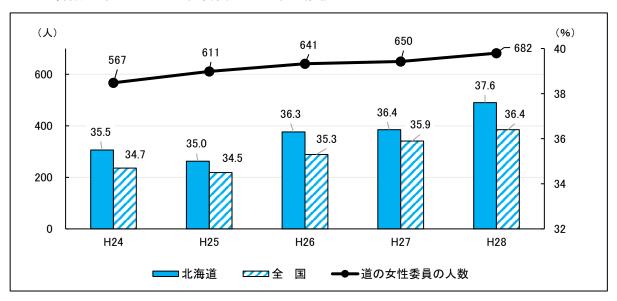
(1) 政策・方針決定への女性の参画拡大

- ① 道において、女性の職員や教員のキャリア形成に関する意識を高める取組や、将来の役付職員への登用を意識した人事配置を進めることなどにより、女性の職員や教員の管理職員への積極的な登用に努めます。
- ② 道の審議会等の委員の任命に際し、女性の人材リストの整備・活用等により、積極的的に女性の登用の促進を図ります。
- ③ 市町村における審議会等の委員への女性の参画状況を把握し、結果を広く公表するとともに、登用の促進について協力を要請します。
- ④ 企業や各種団体等における方針等の決定の場に女性が参画できるよう、理解と協力を関係者に働きかけます。
- ⑤ 企業などにおける女性の参画状況を把握し、情報の提供を行うなど女性登用への気運 醸成を図ります。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所 管
●女性職員のキャリア形成意識の向上、女性登用の拡大	総務部、教育
	庁、警察本部
●道の審議会等の委員への女性登用の促進	環境生活部
●市町村を対象とした女性登用実態調査の実施及び審議会等の委員への登用	環境生活部
の働きかけ	
●企業・各種団体に対する方針決定過程への女性参画への理解と協力の働き	環境生活部、
かけ	経済部
●企業における女性の参画状況等の就業環境の調査及び公表	経済部

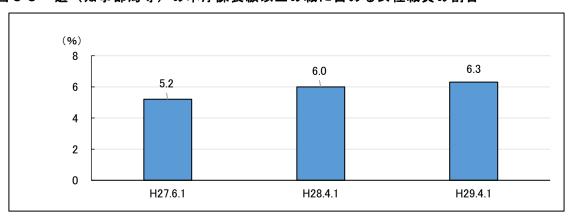
	単	現	状	I	標	備考
	位	現況値	年度	目標値	年度	(関連計
						画)
道の審議会等における女性委員	%	27 4	H29. 4. 1	40.0	R9	女性の政策・方針決定
の登用率	70	37.4	п29.4.1	40.0	КЭ	参画促進要綱
道 (知事部局等) の本庁課長級以	0/	0/ 6.0	1100 4 1	0 0	D 1	女性活躍推進法に基づ
上の職に占める女性職員の割合	%	6.3	H29. 4. 1	8.0	R1	く特定事業主行動計画

図32 審議会等における女性委員の登用率の推移



資料出所:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況調査」

図33 道(知事部局等)の本庁課長級以上の職に占める女性職員の割合



資料出所:北海道総務部調

※用語解説

● M字カーブ

日本の女性の労働力を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育でが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

(2) 仕事と家庭生活が両立できる働き方改革

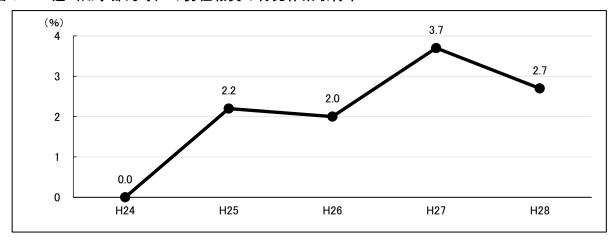
- ① 仕事と育児、介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進め、仕事と家庭の両立の ための制度の定着促進を進めます。特に、男性が自らを生活者として認識する機会の充 実を図り、仕事と家庭生活の調和を取りながら暮らすことの大切さについての啓発を進 めます。
- ② 育児・介護休業制度等の活用促進や、短時間勤務制度等の多様な勤務形態の導入促進、次世代育成支援対策推進法や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出とその積極的な実施など、企業における取組を支援し、誰もが安心して働くことができる職場環境の整備を推進します。
- ③ 労働者が心身の健康を確保しつつ、仕事と家庭生活の調和が図られるよう、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進など「働き方改革」を推進します。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所	管
●仕事と家庭の両立支援を積極的に行う企業の認定を行う「北海道働き方改	経済部	
革推進企業認定制度」の推進		
●北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰の開催	経済部	
●職業生活における女性活躍の取組みを積極的に推進する企業等を認定する	経済部	
「北海道働き方改革推進企業認定制度」の推進		
●労働相談ホットラインによる労働者及び使用者からの労働相談対応	経済部	
●働き方改革関連特別相談窓口における中小企業者等の働き方改革やテレワ	経済部	
ークに関する相談対応		
●女性活躍推進法に基づく協議会の開催及び女性の活躍に効果的な優良事例	環境生	活部
の紹介		
●男性を対象とした育児や介護に関する講座などによる情報提供	環境生	活部
	経済部	

【指標項目】

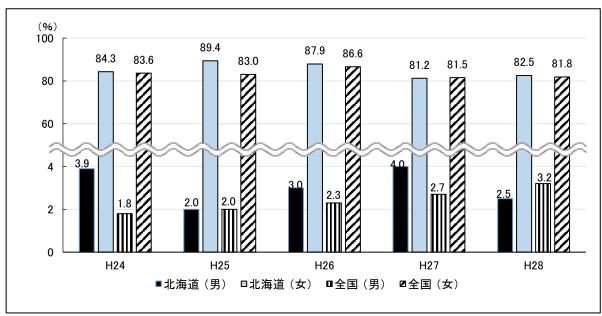
			現	状	目	標	備考
		単		年度		年度	(関連計画)
		位	現況値	H:年度	目標値	H:年度	
				h:暦年		h:暦年	
道 (知事部局等) の男性	職員の						次世代育成支援対策推進法
育児休業取得率		%	2.7	H28	10.0	R6	に基づく第三期北海道特定
							事業主行動計画
	男性	%	2.5	H28	13. 0	R7	北海道総合計画(経済部調
育児休業取得率	力性	/0	2.0	1120	15.0	IV 7	「就業環境実態調査」)
	女性	%	82. 5	H28	90.0	R7	
	女性	/0	04.0	1120	90.0	IV 7	
年間総労働時間		時間	2, 023	h28	1,922	r7	北海道総合計画(厚生労働
(フルタイム労働者)		时间	2,023	1120	1,944	1 (省「毎月勤労統計調査」)

図34 道(知事部局等)の男性職員の育児休業取得率



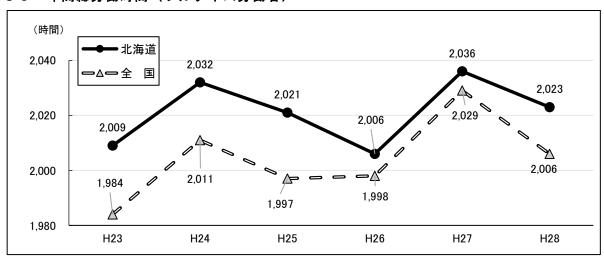
資料出所:総務省「勤務条件等に関する調査」

図35 育児休業取得率



資料出所:北海道~就業環境実態調査、全国~厚生労働省「雇用均等基本調査」

図36 年間総労働時間(フルタイム労働者)



資料出所:厚生労働省「勤労統計調査」

(3) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

- ① 職場における募集・採用、配置・昇進などについて男女平等をめざすために、男女雇 用機会均等法、労働基準法など労働に関する制度の周知に努めます。
- ② 雇用分野での男女の均等な機会の確保のため、その能力を十分に発揮できる環境づく りや女性の能力発揮のための積極的取組(ポジティブ・アクション)が促進されるよう、 関係機関と連携して、事業主に対し啓発を行います。
- ③ 男女雇用機会均等法の規定に基づき、セクシュアル・ハラスメント等についての認識を高め、防止対策等の周知徹底に努めます。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所 管
●男女平等参画に関する情報の提供、普及啓発	環境生活部
●道立女性プラザにおける、男女平等参画に関する講座、講演会等の開催及	環境生活部
び情報の収集、提供	
●男女雇用機会均等法や就労に関する制度の周知	経済部
●労働問題セミナー等でのセクハラ防止に関する意識啓発	経済部

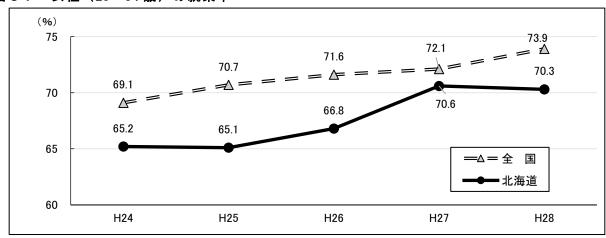
(4) 働きたい女性の就労・雇用継続支援

- ① 「ものづくり産業」や本道の強みである「食」と「観光」、道民生活の安定を図るために不可欠である「福祉、介護」、「建設」分野を支える女性等の多様な人材が活躍できるよう人材育成の取組に努めます。
- ② M字カーブの解消に向け、結婚や出産、育児、介護などの女性のライフイベントにおいて離職する女性を減らすため、働く女性が安心して出産や子育てができる職場環境づくりを支援します。
- ③ 育児、介護休業制度の普及、保育サービスの充実など仕事と家庭生活の両立支援に向けた取組を推進します。
- ④ 結婚や出産、育児、介護などのライフイベントに関わりなく、育児後の再就職など、 希望する者が働くことができるよう、資格取得に向けた職業能力開発の機会などを提供 していきます。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所	管
●仕事と家庭の両立支援を積極的に行う企業等の認定を行う「北海道働き方	経済部	
改革推進企業認定制度」の推進		
●北海道働き方改革推進企業・女性活躍表彰の開催	経済部	
●職業生活における女性活躍の取組みを積極的に推進する企業を認定する	経済部	
「北海道働き方改革推進企業認定制度」の推進		
●マザーズハローワークと連携の上、マザーズキャリアカフェなどによる働	経済部	
きたい女性に対するきめ細やかな就職支援サービスの提供		
●民間教育訓練機関等への訓練の委託等の就労支援	経済部	

	単	現	状	目	標	備考
	位	現況値	年度	目標値	年度	(関連計画)
女性(25~34歳)の就業率	%	70. 3	h28	全国平均值以上	r1	北海道総合計画(総務省統計局「労働力調査」)

図37 女性(25~34歳)の就業率



資料出所:総務省「労働力調査」

(5) 女性の円滑な再就職の支援

- ① 仕事と子育ての両立をはじめとしたワーク・ライフ・バランス*のための職場環境の整備や、子育てをしながら働く女性のキャリアアップの取組を進めるなど、子育てしながら、再就職を希望する女性の早期再就職の実現に努めます。
- ② 再就職の促進を図るため、必要な情報提供や相談、職業能力開発の充実に努めます。
- ③ 再就職を希望する育児中の女性を支援するため、保育の受け皿の拡充や放課後児童クラブの設置促進を図るなど、多様なニーズに応じた保育サービスや地域における子育て支援体制の充実を図ります。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所 管
●マザーズハローワークと連携の上、マザーズ・キャリアカフェなどによる	経済部
働きたい女性に対するきめ細やかな就職支援サービスの提供	
●女性の離職者、転職者、非正規労働者等に対する職業訓練の実施	経済部
●保育所の整備や認定こども園の計画的な整備など、保育サービスの充実	保健福祉部

(6) 起業・多様な働き方支援

- ① 創業希望者への各種支援情報の提供などを実施します。
- ② 仕事と家庭生活を両立するため、長時間労働の是正とともに、短時間労働や在宅勤務、配偶者転勤同行制度の導入・拡充など、多様な女性の生き方にあった働き方を選択できる環境整備及び子育て期をはじめとした男性の働き方の見直しや意識改革など、取り組みを進めていきます。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所 管
●地域における創業気運の醸成や創業環境の整備	経済部
●北海道 web 創業塾の開設による各種支援情報の提供	経済部
●女性起業家のロールモデルの紹介	環境生活部
●関係団体等による各種起業支援の取組の促進	経済部
●働く場所と時間を柔軟に選ぶことのできるテレワーク*等の普及を促進	総合政策部、
	経済部
●地域限定正社員や短時間正社員など「多様な正社員制度」に関する情報提	経済部
供	
●関係機関と連携し、「くるみん」認定制度の周知など、企業等における仕	経済部
事と家庭の両立に向けた職場環境づくりを推進	

※用語解説

●テレワーク

情報通信手段を週8時間以上活用する、時間や場所に制約されない働き方をいう。

(7) パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備

- ① 企業経営者や労働者等を対象とした労働問題セミナーの開催や関係法令、重要な労働 問題に関する周知、啓発や相談支援等を行います。
- ② 地域限定正社員や短時間正社員など「多様な正社員」制度の導入の普及や、在職者への職業訓練を通したスキルアップのほか、パートタイム労働者**や派遣労働者**などの非正規労働者の正社員化や均衡待遇の確保など、労働条件の改善に向けた取組を推進します。
- ③ 労使間の問題の自主的な解決や勤労者福祉の向上に資するよう、労働相談ホットラインや中小企業労働相談所の利用促進と、国や道労働委員会による個別的労使紛争の解決を促進します。
- ④ パートタイム労働者や派遣労働者等の求職者に対する能力開発の充実に努めます。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所	管
●労働関係法令等についてアドバイザーの派遣、セミナーの開催、ハンド	経済部	
ブックの配布等による周知、啓発		
●人手不足産業分野を対象に、非正規雇用労働者の正規化、最低賃金の引上	経済部	
げ、同一労働同一賃金など、非正規雇用労働者の処遇改善に向けた事業者		
支援		
●労働相談ホットライン、中小企業労働相談所における相談対応の実施	経済部	
●離職者、転職者、非正規労働者等に対する機動的な職業訓練の実施	経済部	

※用語解説

●パートタイム労働者

一週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される同種の業務に従事している通常の労働者の一週間の所定労働時間より も短い労働者。

●派遣労働者

派遣元(労働者派遣会社)と派遣先となる会社との間で結ばれる労働者派遣契約に基づき、雇用契約は派遣元と結びながら、派遣の会社の指揮命令を受ける労働者。

(8) 育児、介護の支援体制の充実

- ① 子育てや介護に対する不安や悩みに対して、児童相談所、地域子育て支援センター等の相談支援体制の充実を図ります。
- ② 地域において保育、介護の相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター*」の設置や学校の余裕教室を活用するなど、共働き家庭の小学校低学年児童を対象とした放課後児童対策として市町村の「放課後児童クラブ*」の設置を支援します。
- ③ 多様な働き方や生活形態に対応した、延長保育、夜間保育、休日保育、一時保育など 多様な子育て支援サービスの提供体制の整備を支援するとともに、良好な保育環境の整 備に努めます。
- ④ 育児・介護休業制度**の定着を促進するため、企業、団体、社会一般に対する普及啓発を行うとともに、育児や介護の経験者などが地域で自発的に取り組む活動を促進します。
- ⑤ 介護人材の確保と資質の向上、離職防止に努めます。
- ⑥ 市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく保育所及び認定こども園の計画的な整備や人材の確保などを進め、サービス提供体制の確保を図ります。
- ⑦ 子育て世帯に配慮した公営住宅などの供給を推進し、子育て世帯の居住の安定確保を 図るとともに、地域で展開される子育て支援サービスの活用や子どもを見守る地域コミ ュニティの形成促進などにより、安心して子育てできる住環境づくりを進めます。

※用語解説

●ファミリー・サポート・センター

育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者等からなる会員組織で、保育施設までの送迎、保育 施設の開始前や終了後に子どもを預かること、冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際に子どもを預かることなどを行う。

●放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

仕事などで、昼間保護者のいない子どもたち(小学校に就学している概ね10歳未満の児童)を対象に、学校の空き教室や児童館、集会所などで放課後、健全に充実した生活が送れるよう遊びの指導や生活指導、安全管理などを行う事業(いわゆる学童保育)。

●育児・介護休業制度

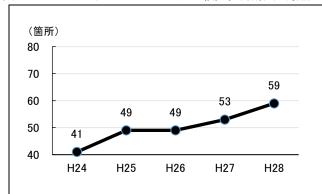
育児・介護休業法に基づき労働者が育児や家族の介護のために一定期間休業できる制度。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所	管
●相談対応や子育て助言など、子育て家庭に対する支援を行う地域子育て	保健福祉	祉部
支援拠点(地域子育て支援センター、つどいの広場)の整備		
●ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブの設置促進	保健福祉	祉部
●多様な働き方や生活形態に対応した、延長保育、夜間保育など子育て支援	保健福祉	祉部
サービスの提供体制の整備の支援		
●労働関係法令等についてセミナーの開催や労働に関する基礎知識をまと	経済部	
めたガイドブックの配付等による周知、啓発		
●地域で子育てを支援する団体への参加促進や地域で認知症の人とその	保健福	祉部
家族を支援し見守り体制を構築する認知症サポーターの養成		
●介護支援専門員(ケアマネージャー)等の養成	保健福祉	祉部
●保育所及び認定こども園の整備に対する補助、潜在保育士の再就職を促す	保健福	祉部
研修等の実施		
●子育て世帯などに配慮した公営住宅などの供給促進	建設部	

	単	現	状	目	標	備	考
	位	現況値	年度	目標値	年度	(関連)	計画)
ファミリー・サポート・セン ターの設置市町村	市町村	59	H28	76	R1	第三期北の 未来づくり	大地☆子ども 北海道計画
地域子育て支援拠点事業の 実施数	箇所	385	Н28	398	R1	同	上
放課後児童クラブ設置数	箇所	1,022	Н28	1,016	R1	同	上
保育所待機児童数	人	65	H28	0	H29 ※	北海道約	合計画
延長保育実施数	箇所	764	H28	856	R1	第三期北の 未来づくり	大地☆子ども 北海道計画
夜間保育の実施数	箇所	7	Н28	10	R1	同	上
休日保育の実施数	箇所	29	Н28	55	R1	同	上
子育て短期支援実施市町村	市町村	39	H28	47	R1	同	上

[※] 平成 29 年度に目標を達成し、以降それを維持することをめざす。

図38 ファミリーサポートセンターの設置市町村数(北海道) 図39 地域子育て支援拠点事業の実施数(北海道)



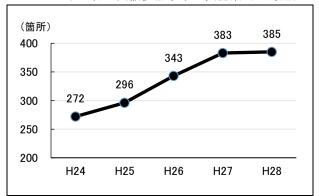


図40 放課後児童クラブ設置数(北海道)

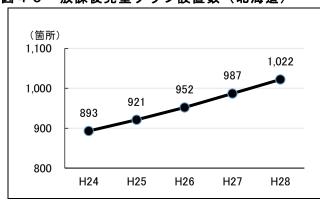


図41 保育所待機児童数(北海道)

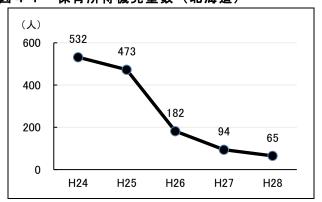


図42 延長保育の実施数(北海道)

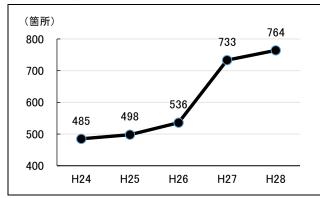


図43 夜間保育の実施数(北海道)

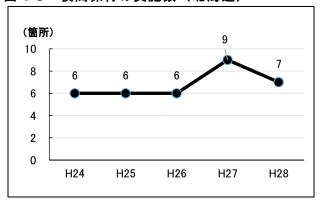


図44 休日保育の実施数(北海道)

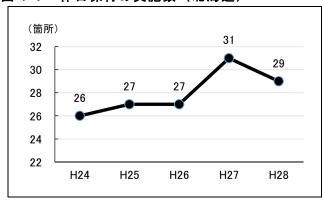
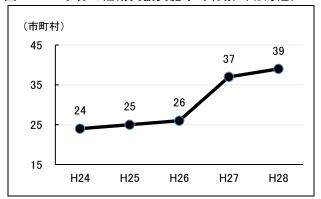


図 4 5 子育で短期支援実施市町村数 (北海道)



資料出所:北海道保健福祉部調

(9) 相談業務の充実

- ① 仕事と子育ての両立や復職等について女性のライフステージに応じた専門的な相談等を実施するほか、様々な相談に総合的に対応するとともに、各専門相談窓口とも連携して必要な情報を提供し、女性の活躍を推進します。
- ② 企業の就労環境の整備に係る相談に対応するとともに、業界団体と連携して改革プランを策定するなど働き方改革の取組を促進し、雇用環境の改善を進めます。
- ③ 労使間の問題の自発的な解決や勤労者福祉の向上に資するよう労働相談ホットラインや中小企業労働相談者の利用促進を図ります。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所 管
●マザーズハローワークと連携の上、マザーズ・キャリアカフェなどによる	経済部
働きたい女性に対するきめ細やかな就業支援サービスの提供	
●女性の活躍支援センターによる相談	環境生活部
●働き方改革関連特別相談窓口における働き方改革やテレワークに関する	経済部
中小企業者等の相談への対応	
●労働相談ホットラインや中小企業労働相談所による相談	経済部

目標Ⅱ 男女が共に活躍できる環境づくり

基本方向3 農林水産業・自営業における男女平等参画の促進

本道の農業、漁業に就業する女性の割合は、農業で 44.0%、漁業でも 33.7% (平成 27年(2015年)国勢調査)を占めるなど、農林水産業や農山漁村社会において、女性は重要な役割を果たしています。農林水産業においては、女性の経営参画の取組も徐々に進んでいますが、総じて固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることなどから、経営上の決定には参画しにくく、その意欲や能力、特性が十分発揮されづらい状況にあります。

農林水産業に従事してその経営に貢献している女性や、商工業等の自営業で家族従事者として重要な役割を果たしている女性の経営上の位置づけを明確化することが大切であり、対等なパートナーとして男性と共にあらゆる活動に参画していくことができる環境の形成が求められています。

また、農山漁村では、過疎化、少子高齢化の進行が一層深刻であり、持続的な農林水産業の発展と活力ある農山漁村の実現のためにも、女性が働きやすく、活動しやすい環境づくりを進めていくことが大切です。

【施策の方向】

(1)農林水産業・自営業における男女平等参画の促進

- ① 固定的な性別役割分担意識に基づく慣行や慣習を解消するため、啓発の充実に努めます。
- ② 女性の経営への参画が進むよう、参画状況を把握し、情報提供を行うなど、その気運の醸成を図るとともに、関係者に対し理解と協力を働きかけるなど、経営をはじめ生活のあらゆる場における男女平等参画の推進を図ります。
- ③ 女性が意欲を持って生き生きと能力を発揮できるよう、経営者としての資質向上に向けた取組や家族経営協定*等の取組を進め、女性の社会参画、経営参画の促進を図ります。

※用語解説

●家族経営協定

家族農業経営において、女性、後継者等農業に従事する世帯員の個人の地位及び役割を明確化し、世帯員をそれぞれ経営のパートナーとして位置付けるための当事者間の話合いによる取決め。

内容は、営農計画の作成、収益の分配、労働時間・休日等就業条件、経営移譲に関する取決め等様々なものがある。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所 管
●男女平等参画に関する情報の提供、普及啓発	環境生活部
●女性同士のネットワークの強化等に向けた活動支援や、青年農業者との	農政部
意見交換など男性側の理解促進に向けた取組等を推進	
●林業女性グループ及びリーダーの資質向上と育成・確保を図るため研修等	水産林務部
の実施	
●商工会女性部員である女性経営者・後継者としての自己啓発、研鑽に関	経済部
する各種研修事業への助成	
●女性グループが行う水産加工やイベントでの水産物販売などの応援及び	水産林務部
情報発信	
●経営管理、生産技術、経営の多角化等に関する研修と併せ、家族経営協定	農政部
の締結促進に係る取組を実施	

	単	現	状	Ħ	標	備考
	位	現況値	年度	目標値	年度	(関連計画)
女性農業士の認定数	人	53	Н29. 3. 31	100	R9	北海道農業農村パートナー シップ推進連絡会議の取組
主業農家に対する家族経営 協定の締結数の割合	%	23.3	Н28. 3. 31	33.0	R9	同上

図46 女性農業士の認定数

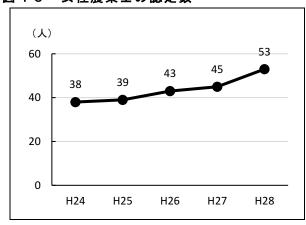
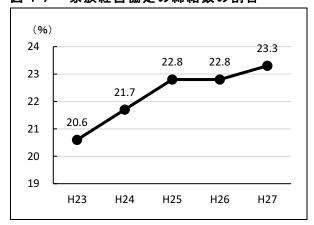


図47 家族経営協定の締結数の割合



資料出所:北海道農政部調

目標Ⅱ 男女が共に活躍できる環境づくり

基本方向4 地域社会における男女平等参画の促進

地域は家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場ですが、人口減少や少子高齢化の急速な進展、価値観やライフスタイルの多様化などから、身近な地域での交流や人々の結びつきは希薄化してきています。

こうした中で、地域社会を豊かにするためには、男女を問わず、多様な主体が連携して 身近な課題を解決し、地域の価値を高めていく力である地域力の育成・向上が必要となっ ています。

地域活動**への参加状況においては、まちづくりや防災関係の活動では男性の割合が高く、PTAや福祉関係の活動では女性の割合が高くなっており、男女間で活動の場に偏りがあります。また、自治会長やPTA会長など活動のリーダーにおける女性の割合は低い状況にあることから、多様な分野に男女が共に参画するとともに、役職等への女性の登用が進むことが必要です。

また、女性としての視点、経験や知識が活かされることが一層期待される、防災や地域おこし、まちづくり等の分野への女性の参画が望まれています。

特に、防災の取組を進めるに当たっては、女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに十分配慮することが重要であり、被災時や復興段階において増大する家事、子育て、介護等の家庭的責任が女性に集中するなどの問題や男女のニーズの違い等が配慮されないなどの課題を解決するため、男女平等参画の視点から、「事前の備え」、「避難所運営」、「被災者支援等の体制」の確立を図る必要があります。

【施策の方向】

(1) 地域活動の促進

- ① PTA、自治会、青年団体、消費者団体、その他各種団体等の地域活動における男女 平等参画を促進するとともに、その方針決定の場への女性の参画を促進します。
- ② 市民活動**への参画を促すため、意識の醸成について啓発を行うとともに人材の育成や学習機会の充実を図ります。
- ③ 市町村に対し、男女共同参画市町村計画及び女性活躍推進計画策定の必要性の理解の促進と早期策定を働きかけ、地域における男女平等参画社会及び一層の女性活躍推進に向けた合意形成を目指します。

※用語解説

●地域活動

豊かで活力のある住み良い地域社会の形成を目的とする、地域に密着した公益的な活動。ボランティア、コミュニティ活動のほか、NPO活動等の市民活動を含む。

●市民活動

営利を目的とせず、不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、継続的、かつ、自発的に行われる活動。

- ④ 男女平等参画に係る地域活動団体や次世代を担う若者の取組やリーダーの育成に係る 支援を図るとともに、全道の地域活動団体のネットワークづくりを支援し、交流を推進 します。
- ⑤ 男女平等参画を推進するため、「道立女性プラザ」の機能充実に努めるとともに、男女の地域活動を促進するため、社会活動拠点の機能の充実を図ります。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所 管
●女性の参画促進に向けた意識啓発、学習機会の提供	環境生活部
●社会教育活動を行う団体に対する助成	教育庁
●市民活動を支える人材の育成	環境生活部
●道民、市町村、市民活動団体との全道的なネットワーク形成の拠点として	環境生活部
道立市民活動促進センターの機能強化	
●全道的なボランティア活動への基盤整備や、福祉教育、資質向上研修、	保健福祉部
広報啓発などのボランティア活動の推進	
●将来の地域を担う主体的に行動できる人材の育成	環境生活部、
	教育庁
●あらゆる分野におけるキーパーソン(女性活躍ロールモデル)の発掘、	環境生活部
紹介	
●地域住民が他の団体等との連携・協力を含めた具体的な方策にかかわる	教育庁
専門的な知識や技術の習得に関する研修	
●活動拠点としての女性プラザの機能充実	環境生活部
●市町村男女共同参画計画骨子・計画書作成手順書の提供	環境生活部

(2) 防災・災害復興における男女平等参画の促進

- ① 防災担当部局への女性職員の配置及び管理職への女性の登用促進に取り組みます。
- ② 防災に関する施策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画、その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。
- ③ 女性消防団員の入団が促進されるよう、女性団員の活動内容や活躍を広く道民に周知します。
- ④ 市町村の避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するものとします。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所 管
●防災に関する政策・方針決定過程における女性の参画拡大	総務部
●避難所や災害ボランティア活動現場における、安全性及びプライ	,バシーの 総務部
観点から睡眠室、更衣室や仮設トイレ等について女性への配慮	
●リーフレットの配布やイベント開催など女性消防団への加入の啓	斧発 総務部
●女性の参画等に関わる積極的な広報、啓発などの推進	環境生活部

目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現

基本方向1 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、暴力の根絶を図ることは、男女平等参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。暴力を容認しない社会環境を整備するための教育・啓発を進める必要があり、特に若年層に向けた予防啓発を推進する必要があります。また、配偶者からの暴力においては、配偶者のみならずその子どもにも悪影響を与えることを考慮する必要があります。

被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害者の潜在化を防止するとともに、被害者等の安全確保を最優先とした措置を講ずるなど、関係機関が連携して、被害者の立場に立った迅速、的確な支援を行う必要があります。

【施策の方向】

(1) 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実

- ① 性犯罪及び売買春、配偶者からの暴力、ストーカー行為などについては、法令等の周知徹底とともに、法令等に基づく適切な対処に努めるなど、関係機関と連携しながら被害の防止及び被害者支援に努めます。
- ② 配偶者からの暴力については、北海道配偶者暴力防止基本計画に沿って道立女性相談援助センターにおいては、民間シェルターや母子生活支援施設等社会福祉施設などと協働しながら、配偶者暴力防止と被害者の保護・自立支援を進めます。また、配偶者からの暴力が児童虐待に当たる場合は関係機関と連携を図り適切な対応に努めます。
- ③ 性犯罪、売買春、配偶者からの暴力及びストーカー行為などあらゆる暴力に対して、 暴力の予防と根絶に向けて広く意識啓発に努めます。また、交際相手からの暴力(デートDV)防止のため、若年層への啓発に努めます。
- ④ 女性への暴力等に関する実態を把握し、社会的関心を喚起するとともに、道立女性相談援助センターを含む配偶者暴力相談支援センターや性暴力被害者支援センター北海道 (SACRACH さくらこ)などの相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の周知の徹底に努めます。
- ⑤ 雇用の場や教育の場などにおいて、セクシュアル・ハラスメントなどの防止に向けた 意識啓発の徹底に努めます。
- ⑥ 日本語の理解が十分ではない外国人や障がいのある方に対して、適切に情報が提供されるよう努めるとともに、外国人、障がいのある被害者からの相談に応じることができるよう、体制の整備に努めます。
- ⑦ 被害者の人権に配慮した対応ができるよう、関係職員の研修等の充実を図り、被害者 が相談しやすい環境の整備に努めます。

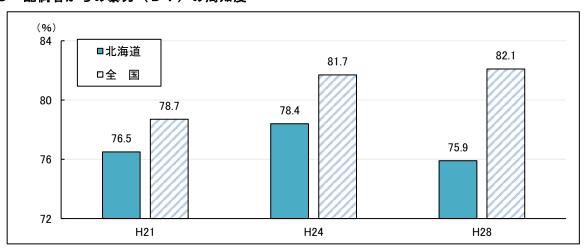
8 被害を防止する観点から、女性に対する暴力の加害者への対応等に関わる国や関係団体における取組状況等について情報収集し、関係施策への反映に努めます。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所 管
●暴力を防ぐための関係法令を適用した厳正な対処及び被害者への支援	警察本部
●被害者の適切な保護及び自立支援	環境生活部
●男女平等参画に関する教育の充実及び意識啓発	教育庁、
	環境生活部
●男女平等参画やDVに関する教職員を対象とした研修の実施	環境生活部、
	教育庁
●性犯罪等被害者の相談及び被害申告を促進するため、警察における被害者	警察本部
相談窓口の広報及び相談体制の充実	
●犯罪被害者等の相談対応など総合的な支援の充実	環境生活部
●労働問題セミナー等によるセクハラ防止に関する意識啓発	経済部
●外国版リーフレットの活用など日本語の理解が十分でない外国人被害者	環境生活部
への啓発の充実	
●関係職員の研修及び相談体制の充実	環境生活部

【指標項目】

	単位	現 現況値	状 年度	目標値	標年度	備 考 (関連計
	11/4	先仇胆	十及	口际胆	十戌	画)
配偶者等からの暴力 (DV) の 周知度	%	75. 9	Н28. 9	90.0	R9	

図48 配偶者からの暴力(DV)の周知度



資料出所:内閣府「男女共同参画世論調査」

目標皿 安心して暮らせる社会の実現

基本方向2 みんなが安心して暮らせる環境の整備

経済情勢の変化に伴い、全国と比べ年間総労働時間が長く、有給休暇取得率が低いなど 労働環境が厳しい状況の中で、貧困や地域での孤立など、さまざまな生活上の困難に直面 する人が増加しています。

経済的に不安定な状況に陥りやすい母子家庭などのひとり親家庭や非正規雇用労働者などについて、貧困からくる子どもの養育や健康面への悪影響の連鎖を断ち切るためにも、相談体制の強化、自立支援などの対策を実施していく必要があります。

高齢者が家庭や地域で安心して暮らせるよう、地域で高齢者の生活を支えていくための 地域包括ケアシステムの構築や介護保険制度による適切なサービスの実施など高齢者や介 護する家族を支援する必要があります。

LGBT等性的マイノリティ(以下「LGBT等」という。)*であることや、障がいがあること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権尊重の観点から配慮が必要です。

特に、LGBT等については、人権教育や啓発活動の促進に努める必要があるとともに、 LGBT等の児童生徒に関する学校における相談体制の充実が必要です。

【施策の方向】

(1) 貧困など生活上の困難に直面している人々への支援

- ① ひとり親家庭の親等を対象に技能習得、就業情報の提供など就業支援サービスの提供や生活、育児などにおける様々な相談、指導を母子家庭等就業・自立支援センターにおいて行うほか、職業能力開発の向上に向け必要な給付金の支給や保育所の優先入所など就業支援を推進します。
- ② ひとり親家庭等への各種支援制度や相談窓口の周知を図るため、ホームページ等の広報媒体を活用した普及啓発を図るとともに、母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター職員の資質向上を図るため研修等を行います。
- ③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金*の活用により、経済的に不安定なひとり親家庭等の生活支援を行います。
- ④ 高校生等がいる市町村民税所得割額*が非課税である世帯に対し、奨学のための給付金を支給します。

※用語解説

●LGBT等性的マイノリティ

LGBT (エル・ジー・ビー・ティー)とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとって組み合わせたものです。LGBTは、人口に占める割合が少ないことから性的マイノリティ(性的少数者)と言われることもあります。なお、LGBT以外にも、様々なセクシャリティの人がいます。

 Lesbian
 レズビアン
 女性の同性愛者

 Gay
 ゲイ
 男性の同性愛者

 Bisexual
 バイセクシュアル
 両性愛者

 Transgender
 トランスジェンダー
 身体と心の性別に違和感があったり、生まれた時の性別とは違う性別で生きたいと望む人

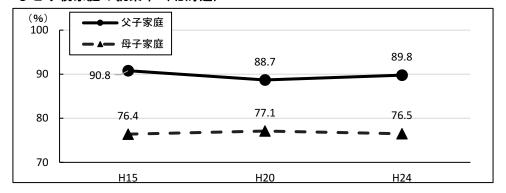
●母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立を助け、扶養している児童(子)の福祉を増進することを目的に貸し出す事業資金、修学資金、技能習得資金や生活資金などの貸付金

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所 管
●技能習得、就業情報の提供など就業支援の充実	保健福祉部
●関係職員の研修など相談機能の充実	保健福祉部
●母子父子寡婦福祉資金貸付金による生活・経済的支援	保健福祉部
●高校生等奨学給付金の支給	総務部、教育庁
●人手不足産業分野を対象に非正規雇用労働者の正規化、最低賃金の引上げ、	経済部
同一労働同一賃金など、非正規雇用労働者の処遇改善に向けた事業者支援	

	単	現	状	Ħ	標	備考
	位	現況値	年度	目標値	年度	(関連計
						画)
ひとり親家庭の親の就業率 (母子家庭)	%	76. 5	H24	78. 0	I RI	北海道子どもの貧 困対策推進計画
ひとり親家庭の親の就業率 (父子家庭)	%	89.8	H24	91. 0	R1	同 上

図49 ひとり親家庭の就業率(北海道)



資料出所:保健福祉部「ひとり親家庭(父と子・母と子の家庭)の生活と意識に関する調査」

(2) 高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境の整備

- ① 高齢期の男女が経験や知識を活かし、生きがいを持って暮らせる環境づくりに努めます。
- ② 国等と連携し、関係法令に基づく高年齢者雇用措置の着実な働きかけ等を通じて65歳までの雇用確保を図るほか、シルバー人材センター*の活動を支援することにより、高齢者の多様なニーズに対応した就業機会の確保に努めます。
- ③ ケアハウス*、生活支援ハウス*、ユニバーサルデザイン*の視点に立った公営住宅などの整備を促進し、高齢者や障がいのある方等が安心・安全に居住できる住まいの供給を促進します。

※用語解説

●市町村民税所得割額

市町村民税は、原則、前年中に所得のあった人に課されるもので、その人の前年1年間の所得に応じて課されるものを「所得割」という。なお、「均等割」は所得の多少にかかわらず広く均等に一定の税額で課されるものをいう。

●シルバー人材センター

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、地域毎に設置された、健康で働く意欲のある、原則 6 0 歳以上の高齢者が、働くことを通じて社会参加の輪を広げ、生きがいの充実を目的とする会員組織。

- ④ 保健・医療・福祉の関係機関が連携し、障がいのある方や難病の方などに対し適切なリハビリテーションが提供されるよう努めるとともに、在宅療養生活を支えるため、地域の医療機関や訪問看護ステーション等の連携システムを構築・促進し、在宅医療等の基盤整備を図ります。
- ⑤ 介護予防・生活支援施策の充実を図るため、介護予防に資する事業を実施するとともに、地域の総合相談等により、介護負担の軽減及び高齢者の自立支援を推進します。
- ⑥ 高齢者介護サービス等を担う社会福祉施設職員、看護職員、介護職員などの人材を養成・ 確保するため、養成施設の整備、研修体制の確保、職場環境の整備など総合的な人材確保施 策を推進します。
- ⑦ 高齢者虐待防止・相談支援センターにおいて、高齢者及びその家族等の虐待相談に対応する とともに、市町村の相談体制を支援します。
- ② 全ての障がいのある方が安心して地域で暮らせる社会の実現のため、男女それぞれのニーズ に配慮し、関連施策の計画的な推進に努めます。
- ⑨ LGBT等を理由とする偏見や差別をなくしていくため、啓発を行うとともに、教職員やスクールカウンセラー等を対象とした研修の実施により、学校等におけるLGBT等に係る子どものいじめ防止に努めます。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所 管
●高齢者の生きがいと健康づくりを総合的に実践するための事業に対する助成	保健福祉部
●公益社団法人北海道シルバー人材センター連合会に対する補助	経済部
●高齢者パネル展などの広報啓発の実施	経済部
●ユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅の整備	建設部
●地域リハビリテーション支援体制の整備、在宅医療の基盤整備	保健福祉部
●訪問介護や機能訓練などの介護予防、健康づくりの推進	保健福祉部
●介護職員、看護師、保健師等の人材の確保及び資質の向上	保健福祉部
●高齢者虐待防止・相談支援センターにおける相談	保健福祉部
●障がい者関連施策の計画的な推進	保健福祉部
●性的マイノリティへの理解促進と配慮の実践を働きかけるガイドブックを活	環境生活部、
用した啓発活動の推進と学習機会の提供	
●教職員向けの指導資料の利用促進、教職員やスクールカウンセラー等を対象	教育庁
とした研修の実施	

※用語解説

●ケアハウス

60歳以上で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められ、家族による援助を受けることが困難な方が、無料又は低額な料金で利用できる施設。

●生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)

デイサービスセンターに居住部門等を合わせて、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する小規模な複合施設。

●ユニバーサルデザイン

「すべての人に使いやすいものやまちを作っていきましょう。」という考え方。障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が快適に生活できるよう、都市や生活環境をデザインすること。

目標Ⅲ 安心して暮らせる社会の実現

|基本方向3 生涯にわたる健康づくりの推進

男女が身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女平等参画社会の形成に当たっての前提と言えます。

男女が共に人生を生き生きと過ごすため、生涯にわたり男女が自立し、安心して生活を送るための基礎となる健康づくりが必要です。特に、女性は妊娠、出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。

本道では、保健医療機関や医療従事者が地域により偏在しているため、それを是正し、 道内のどこに住んでいても必要な保健医療サービスが受けられる体制の整備が求められて います。

【施策の方向】

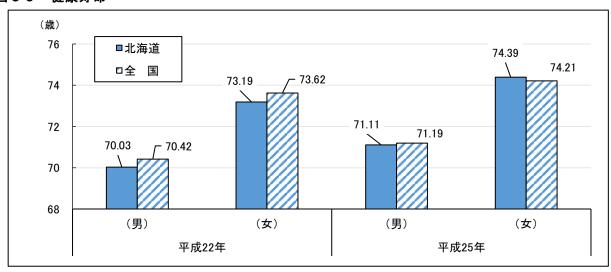
(1) 生涯を通じた健康支援の推進

- ① 健康で元気に生活できる期間、いわゆる「健康寿命」を伸ばすことをめざし、保健医療機関、教育機関等と連携しながら生涯にわたり健康に暮らせるよう心身の健康管理や生活習慣の改善、病気予防の啓発及び体力づくりのための活動を支援するとともに、健康診断、健康相談、予防対策の充実を図ります。特に女性の生涯を通じた健康の保持に関し、安心して相談できる体制の整備に努めます。
- ② 保健医療体制に地域間格差があることを踏まえ、保健医療機関や健康づくりの拠点施設の整備を推進します。
- ③ 社会全体への影響をもたらす薬物乱用や、特に、女性の健康をおびやかす問題である HIV/エイズや性感染症について、正しい知識の普及を図るため啓発の充実に努めます。 また、喫煙や飲酒について、その健康被害に対する正確な情報、特に女性について胎 児や生殖機能への影響に関する情報を提供するとともに、未成年者の喫煙、飲酒については、 家庭、学校、地域が一体となって、その予防を推進します。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所 管
●道民の健康づくりの推進	保健福祉部
●喫煙、食生活や運動不足など生活習慣の改善の推進	保健福祉部
●健康診断、がん検診、保健指導、相談体制の充実	保健福祉部
●地域スポーツの振興や総合型地域スポーツクラブの普及、育成	環境生活部
●女性特有の健康上の悩みなどに対応する女性健康相談の充実	保健福祉部
●医療機関の整備	保健福祉部
●ホームページやリーフレット、イベント・パネル展を活用して、HIV/エ	保健福祉部
イズや性感染症に関する正しい知識の普及啓発を実施	
●薬物乱用根絶に向けた啓発、相談	保健福祉部
●喫煙、飲酒防止教育の実施、充実	保健福祉部

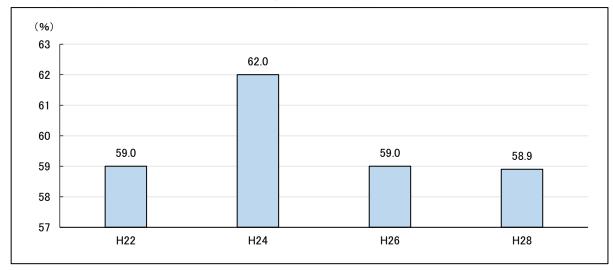
			l	7 D	J.D.	Г н	Land	
				現	状	目	標	
			単		年度		年度	備考
			位	現況値	H:年度	目標値	H:年度	(関連計画)
					h:暦年		h:暦年	
		H 14.		71. 11		都道府県順位の		北海道総合計画(厚生
***		男 性	115	(25 位)	1.05	10 ランクアッ プ以上をめざ	r7	労働科学研究「健康寿命における将来予測と
健康寿命	•	女性	歳	74. 39	h25	し、健康寿命を		生活習慣病対策の費用
	5			(26 位)		延伸させる		対効果に関する研究」)
本道の成人の週1回 ツ実施率	本道の成人の週1回以上のスポー ツ実施率		%	58. 9	Н28	65. 0	R7	北海道総合計画(環境 生活部調査「スポーツ に関する実態調査」)
子宮頸がん検診、	子宮頸がん絵診		0.1	33. 3				第3期北海道
乳がん検診受診率乳が		h	%	31. 2	H28	50%以上	R5	がん対策推進 計画
小児二次救急医療体制が確保され ている第二次医療圏数(医療圏)		圏数	20	H28	21	R5	北海道医療計画	

図50 健康寿命



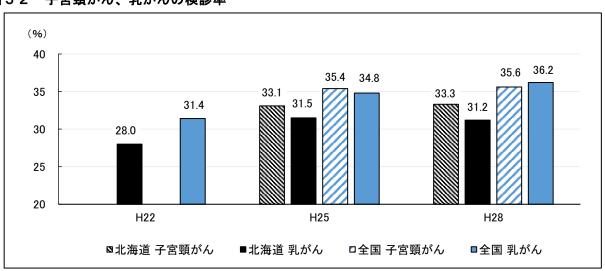
資料出所:厚生労働省「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策効果に関する研究」

図51 本道の成人の週1回以上のスポーツ実施率(北海道)



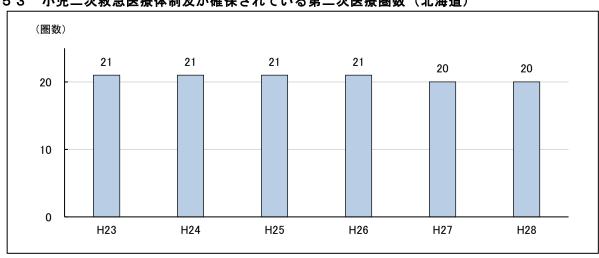
資料出所:北海道環境生活部調

図52 子宮頸がん、乳がんの検診率



資料出所:厚生労働省「国民生活基礎調査」

図53 小児二次救急医療体制及が確保されている第二次医療圏数(北海道)



資料出所:北海道保健福祉部調

(2) 妊娠、出産等に関する健康支援

- ① 日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫して医療サービスの提供が受けられるよう、 施策の一層の推進を図るとともに、母子保健相談・指導や周産期*医療・小児医療の体制整 備を推進します。
- ② 市町村の行う妊産婦・乳幼児健康診査や保健指導等の母子保健事業に対する専門的、技術的支援を充実します。
- ③ 不妊治療に関する正しく適切な情報をもとに、男女がその対応について自己決定できるよう、相談・情報提供の充実を図ります。

具体的な取組 (R5 年度~R9 年度)	所 管
●「女性の健康サポートセンター」による妊娠、出産、子育てに関する悩み	保健福祉部
から思春期の性感染症、更年期の健康の悩みなど女性の健康上の相談を総合的	
に対応	
●市町村が行う妊婦健診の円滑な実施のための支援や、その他母子保健サービス	保健福祉部
に対する助言、技術的支援の実施	
●不妊専門相談センターによる相談対応、不育症治療に対する助成	保健福祉部

※用語解説

●周産期

出産周辺期の意味で、この場合の出産とは、胎児の母体外生存が可能となる時期以降の場合を指す。「妊娠満 2 2 週以後、生後 1 週未満」と定義されている。

第5章 計画の総合的な推進

1 道における推進体制

- (1) 男女平等参画に関する庁内連絡会議により、知事部局、教育委員会、警察本部が密接に連携・協力して、施策の専門的、かつ、効果的な推進を図ります。 また、北海道男女平等参画審議会から各種施策についての総合的な観点に立った意見をいただき、取組のさらなる充実につなげていきます。
- (2) 市町村や関係団体と連携を図りながら男女平等参画の着実な推進を図るため、各 (総合)振興局において男女平等参画推進員を配置するとともに、研修等による資質 の向上に努めます。
- (3) 「道立女性プラザ」において、各市町村の男女平等参画関連施設や地域で活動する 男女平等参画を推進する団体とのネットワークの形成、各種活動への支援、男女平等 参画に関する研修、情報の収集・提供、女性が抱える問題の解決や活躍推進に資する 相談、学習教材の整備など、拠点施設にふさわしい多様な機能を発揮するため、体制 の整備に努めるとともに、事業の効果的な展開を図ります。
- (4) 条例に基づき北海道男女平等参画苦情処理委員を設置し、男女平等参画に係る道の施策についての苦情に対し助言を行うとともに、関係する道の機関に対し意見を述べるほか、男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言を行います。

2 国との連携等

(1) 男女平等参画に関する問題は広範多岐にわたり、法律や諸制度の整備・改善など国の役割には大きなものがあります。道としては、情報の収集や交換を行うなど国との連携を図り、国に対し、それぞれの分野での法、制度などの整備や充実について要請していきます。

3 市町村推進体制への支援

(1) 市町村は住民にとってもっとも身近な行政主体であり、その果たす役割は重要です。道は市町村の施策が効果的に展開されるよう、情報交換、広報・啓発などについて一層の連携を図るとともに、市町村における条例及び計画の策定や、自主的な取組に対して、支援、協力に努めます。

4 道民、関係団体等との連携

- (1) 引き続き、北海道男女平等参画審議会委員の公募を進めるとともに、男女平等参画を推進する団体に対し、情報の収集・提供やニーズなどの把握を行い、施策に反映するほか、団体相互の交流や情報交換などのネットワークづくりを一層促進するなど、道民との協働による地域社会づくりを推進します。
- (2) 配偶者からの暴力の被害者の相談、保護、自立支援を推進するため、連絡会議を設置するなど、関係機関・団体との連携・協力を進めます。

5 計画の推進管理

- (1) この計画の推進管理に当たっては、計画で掲げる目標の達成に向け、施策を効果的 に推進するため、北海道の男女平等参画の現状や問題点について把握に努めるなど、 定期的な実施点検を行います。
- (2) 男女平等参画の推進状況や関連して講じた施策の実施状況の公表に当たっては、より道民に理解されるよう、別表の指標項目や参考項目を用いるなど、内容の改善・充実を図ります。

第3次北海道男女平等参画基本計画体系図

